

青森市障がい福祉計画

第4期計画（案）

平成27年度～平成29年度

平成27年 月

青 森 市

目次

第1章 基本的事項	1
I 計画策定の趣旨	1
II 計画の位置づけ	2
1 位置づけ	2
2 計画の期間	2
3 計画期間中の見直しについて	2
III 基本的理念	3
IV 計画の進行管理	5
第2章 障がい者数の推移	6
第3章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）	14
I 障害福祉サービス等の目標値	14
第4章 障害福祉サービス等の見込量	18
I 障害福祉サービスの各サービスの見込量	18
1 訪問系サービス	18
2 日中活動系サービス	20
3 居住系サービス	25
4 相談支援	26
5 障がい児支援	28
第5章 地域生活支援事業に関する各事業の見込量	33
I 必須事業	33
1 障害者に対する理解を深めるための啓発事業	33
2 障害者相談支援事業	33
3 成年後見制度利用支援事業	34
4 成年後見制度法人後見支援事業	35
5 意思疎通支援事業	35
6 日常生活用具給付等事業	37
7 点訳・手話奉仕員養成事業	39
8 障害者外出介護サービス事業	40
9 地域活動支援センター事業	40

10	障害児等療育支援事業.....	41
11	手話通訳者養成研修事業.....	42
II	任意事業.....	44
1	日中一時支援事業.....	44
2	福祉ホーム.....	44
3	訪問入浴サービス事業.....	45
4	点字・声の広報等発行事業.....	45
5	自動車運転免許取得・改造費助成事業.....	46

用語の表記について

「障害」の「害」の字について、本市では、「害」の字の否定的なイメージから受ける「差別感」や「不快感」を考慮し、障がいのある方の人権をより尊重するという観点から、2014年（平成26年）4月より法律名や法令用語、固有名詞等を除き、原則として、人や人の状態を表す場合には、「害」の字をひらがなで表記しています。

第1章 基本的事項

I 計画策定の趣旨

障害保健福祉施策は、平成15年度に障がい者の自己決定を尊重するため、これまでの措置制度から障がい者自らが事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度が導入され、平成16年の障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正では、市町村に対し、障がい者のための施策に関する基本的な計画である「障害者計画」の策定が義務付けられました。

平成18年度には、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に改正）が施行され、身体障がい者及び知的障がい者に加え、支援費制度の対象とされていなかった精神障がい者も含めた一元的な制度が確立されました。また、同法においては、市町村に対して「障害福祉計画」の作成が義務付けられ、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。

「青森市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「国の基本指針」という。）に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等について定めるもので、これまで平成18年度から平成20年度までを第1期、平成21年度から平成23年度までを第2期、平成24年度から平成26年度までを第3期として策定し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めてきました。

「青森市障がい福祉計画第4期計画」（以下「本計画」という。）は、障がい者が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨の障害者総合支援法の基本理念のもと、障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者に対する支援の拡充など、近年行われた障害者制度改革や国の基本指針を踏まえ、平成27年度から平成29年度までを計画期間として策定するものです。

II 計画の位置づけ

1 位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

また、障害者基本法に基づき策定された障がい者のための施策に関する基本的な計画である「青森市障害者計画（平成25年6月策定）」との整合を図りながら策定するものです。

2 計画の期間

「障がい福祉計画」は、国の基本指針において3年を1期として策定することとされており、第4期となる本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
青森市障がい福祉計画	← 第1期計画 →			← 第2期計画 →			← 第3期計画 →			← 第4期計画 →		

3 計画期間中の見直しについて

「青森市障害者計画」の見直しや、国における法改正などにより、計画期間中に計画を見直すことがあります。

Ⅲ 基本的理念

国の基本指針では、次のとおり基本的理念を定めており、本市においてもこの基本理念に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保を図っていきます。

国の基本指針における基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、全ての障害者等が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと及び障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨とする法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備を進める。

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病(平成二十六年厚生労働省告示第四百七十八号)に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。)であって十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図っていく。

国の基本指針における基本的理念

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等(福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。)から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス(法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。)の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。また、こうした拠点等の整備にあわせて相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。

こうしたサービス提供体制の整備については、個別の状況に応じて、関係者や障害者本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域(以下「圏域」という。)ごとの整備の在り方を障害福祉計画に位置づけ、計画的に推進する。

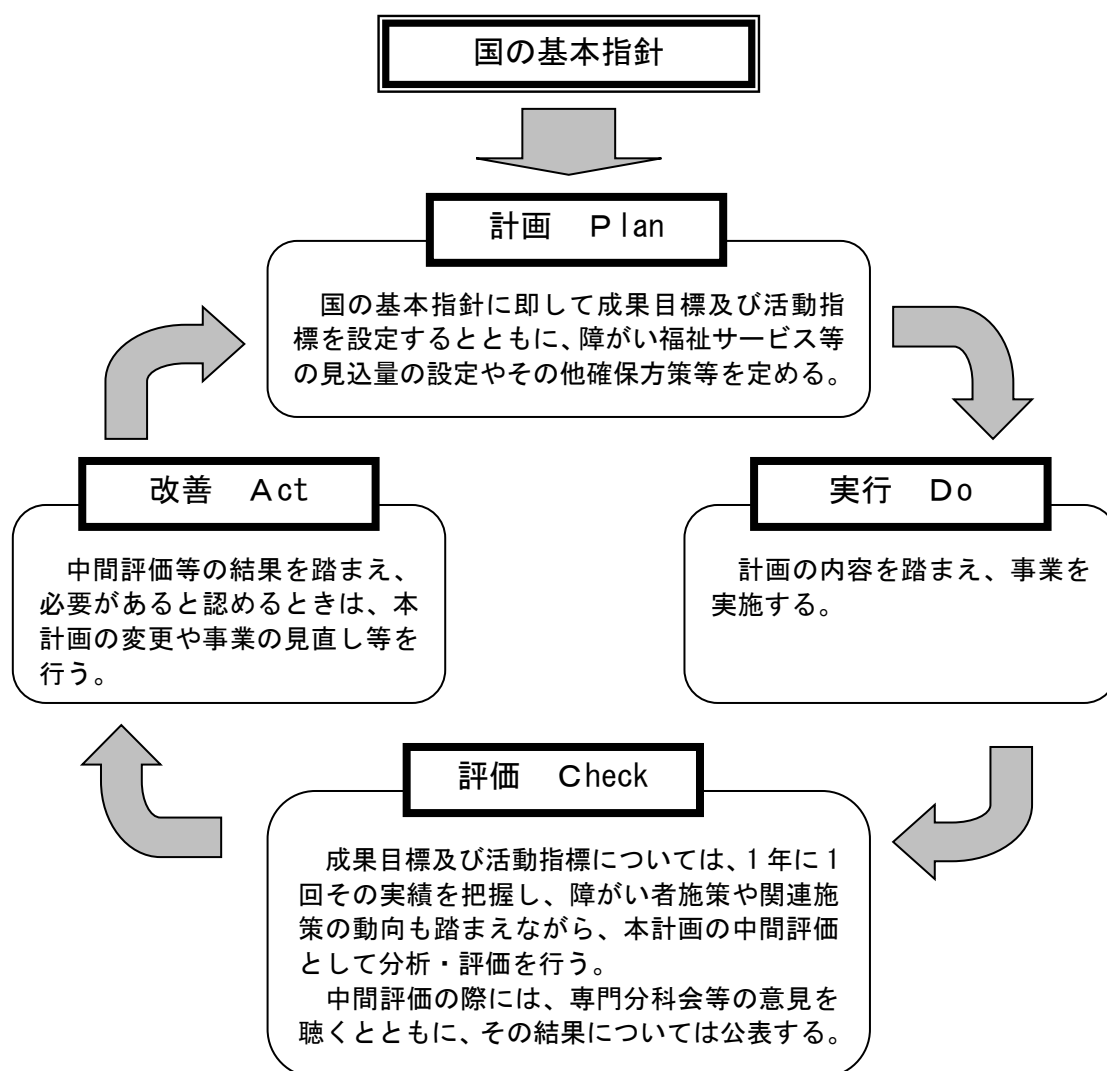
IV 計画の進行管理

国の基本指針では、障がい福祉計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずることとされています。このため、本計画における目標等については、年に1回は実績を把握し、障がい福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

本計画の進行管理については、「青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会」に報告することにより行います。

なお、成果目標の達成に向けて、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であるため、医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携を図ります。

本計画におけるPDCAサイクル

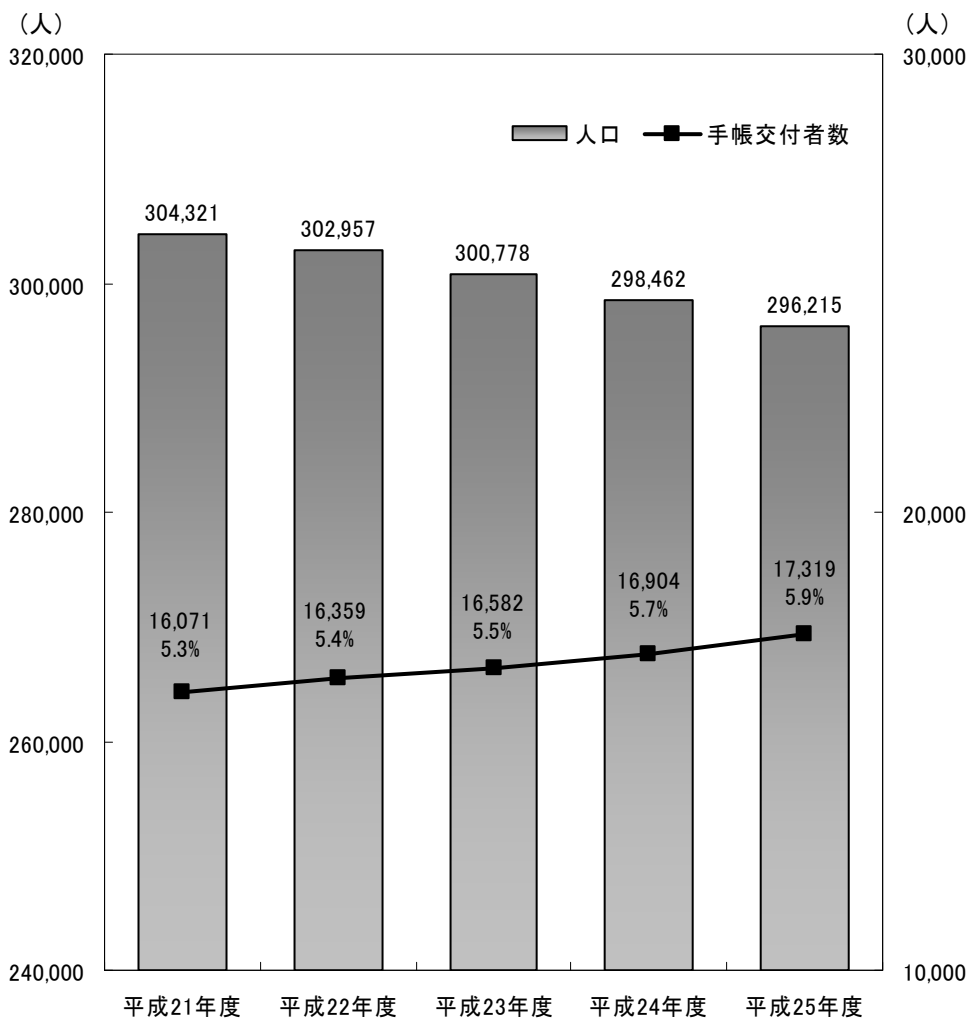


第2章 障がい者数の推移

1 本市の人口と障がい者手帳交付者数の推移

人口は年々減少傾向にあり、平成25年度の人口は平成21年度と比較し、8,106人、2.7%減少していますが、手帳交付者数は年々増加傾向にあり、平成25年度の手帳交付者数は平成21年度と比較し、1,248人、7.8%増加しています。

◇本市の人口と障がい者手帳交付者数の推移

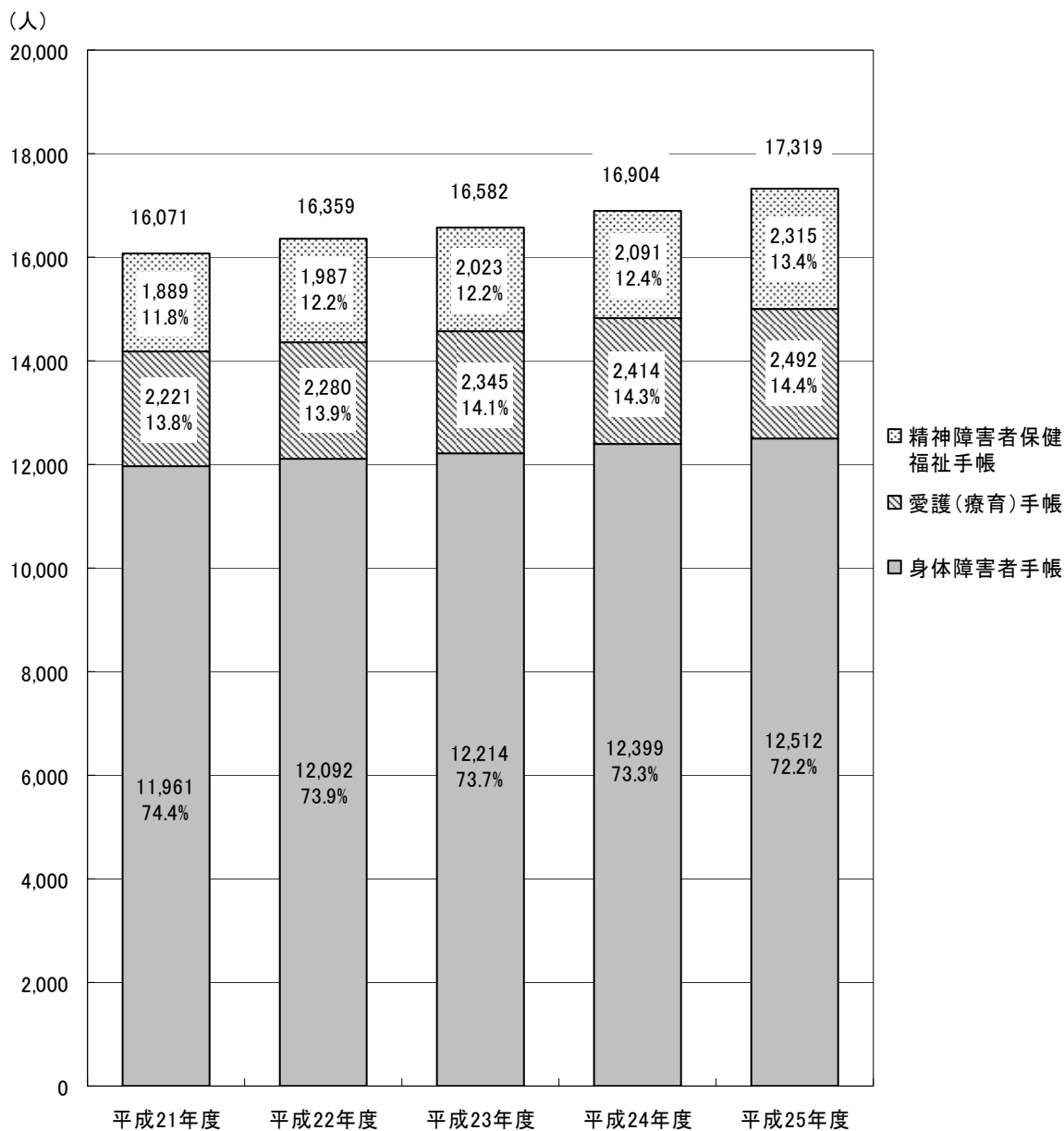


※人口は、各年度の末日（3月31日）の住民基本台帳の数値です。
手帳交付者数は、各年度の末日（3月31日）の数値です。

2 障がい別手帳交付状況の推移

三障がいともに手帳交付者数は年々増加傾向にあり、平成21年度から平成25年度までの障がい別の増加率は、高い順に、精神障がい者が22.6%、知的障がい者が12.2%、身体障がい者が4.6%となっています。

◇障がい別手帳交付状況の推移



※手帳交付者数は、各年度の末日（3月31日）の数値です。

3 年齢別手帳交付状況の推移

年齢別の手帳交付者数のうち65歳以上の割合について、平成25年度は平成21年度と比較し、身体障がい者が64.8%から66.6%に、精神障がい者が17.4%から18.8%に増加しており、高齢化の傾向にあります。

◇年齢別手帳交付状況の推移

(単位：人)

区分	年齢	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体障害者手帳	18歳未満	228 1.9%	233 1.9%	226 1.9%	225 1.8%	226 1.8%
	18歳以上 65歳未満	3,979 33.3%	3,883 32.1%	4,041 33.1%	3,999 32.3%	3,959 31.6%
	65歳以上	7,754 64.8%	7,976 66.0%	7,947 65.1%	8,175 65.9%	8,327 66.6%
	計	11,961 100.0%	12,092 100.0%	12,214 100.1%	12,399 100.0%	12,512 100.0%
愛護(療育)手帳	18歳未満	486 21.9%	502 22.0%	502 21.4%	507 21.4%	516 20.7%
	18歳以上 65歳未満	1,583 71.3%	1,624 71.2%	1,695 72.3%	1,699 71.7%	1,807 72.5%
	65歳以上	152 6.8%	154 6.8%	148 6.3%	162 6.8%	169 6.8%
	計	2,221 100.0%	2,280 100.0%	2,345 100.0%	2,368 100.0%	2,492 100.0%
精神障害者 保健福祉手帳	20歳未満	32 1.7%	44 2.2%	46 2.3%	58 2.8%	73 3.2%
	20歳以上 65歳未満	1,529 80.9%	1,618 81.4%	1,619 80.0%	1,638 78.3%	1,807 78.0%
	65歳以上	328 17.4%	325 16.4%	358 17.7%	395 18.9%	435 18.8%
	計	1,889 100.0%	1,987 100.0%	2,023 100.0%	2,091 100.0%	2,315 100.0%

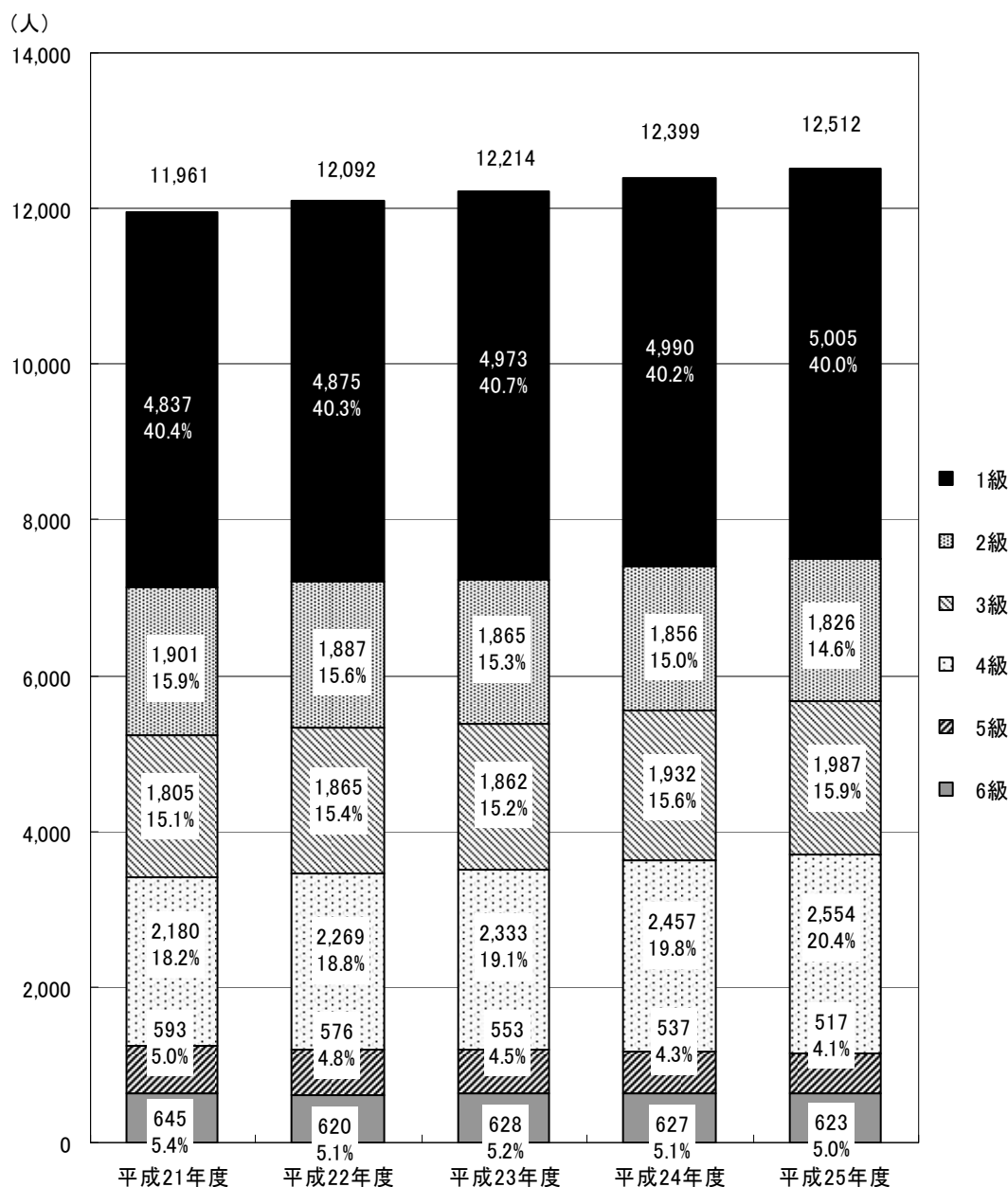
※手帳交付者数は、各年度の末日（3月31日）の数値です。

4 身体障害者手帳の交付状況の推移

身体障害者手帳の交付者数は年々増加傾向にあり、平成25年度の手帳交付者数は平成21年度と比較し、551人、4.6%増加しています。

等級別では、1級、3級、4級については、年々増加傾向にあり、平成25年度の手帳交付者数は平成21年度と比較し、1級が3.5%、3級が10.1%、4級が17.2%の増加となっています。その他の等級については、減少傾向にあります。

◇身体障害者手帳の交付状況の推移



※手帳交付者数は、各年度の末日（3月31日）の数値です。

5 身体障害者手帳の障がい別の交付状況の推移

身体障害者手帳の障がい別の交付者のうち、「内部障がい」「肢体不自由」については、年々増加傾向にあり、平成25年度の手帳交付者数は平成21年度と比較し、「内部障がい」が8.9%、「肢体不自由」が4.0%増加しています。

◇身体障害者手帳の障がい別の交付状況の推移

(単位:人)

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
視覚障害	790	6.6%	791	6.5%	792	6.5%	788	6.4%	767	6.1%
聴覚・平衡機能障害	1,070	8.9%	1,058	8.7%	1,048	8.6%	1,065	8.6%	1,062	8.5%
音声・言語機能障害	105	0.9%	107	0.9%	103	0.8%	99	0.8%	102	0.8%
肢体不自由	6,140	51.3%	6,198	51.3%	6,229	51.0%	6,329	51.0%	6,383	51.0%
内部障がい	3,856	32.2%	3,938	32.6%	4,042	33.1%	4,118	33.2%	4,198	33.6%
合計	11,961	100.0%	12,092	100.0%	12,214	100.0%	12,399	100.0%	12,512	100.0%

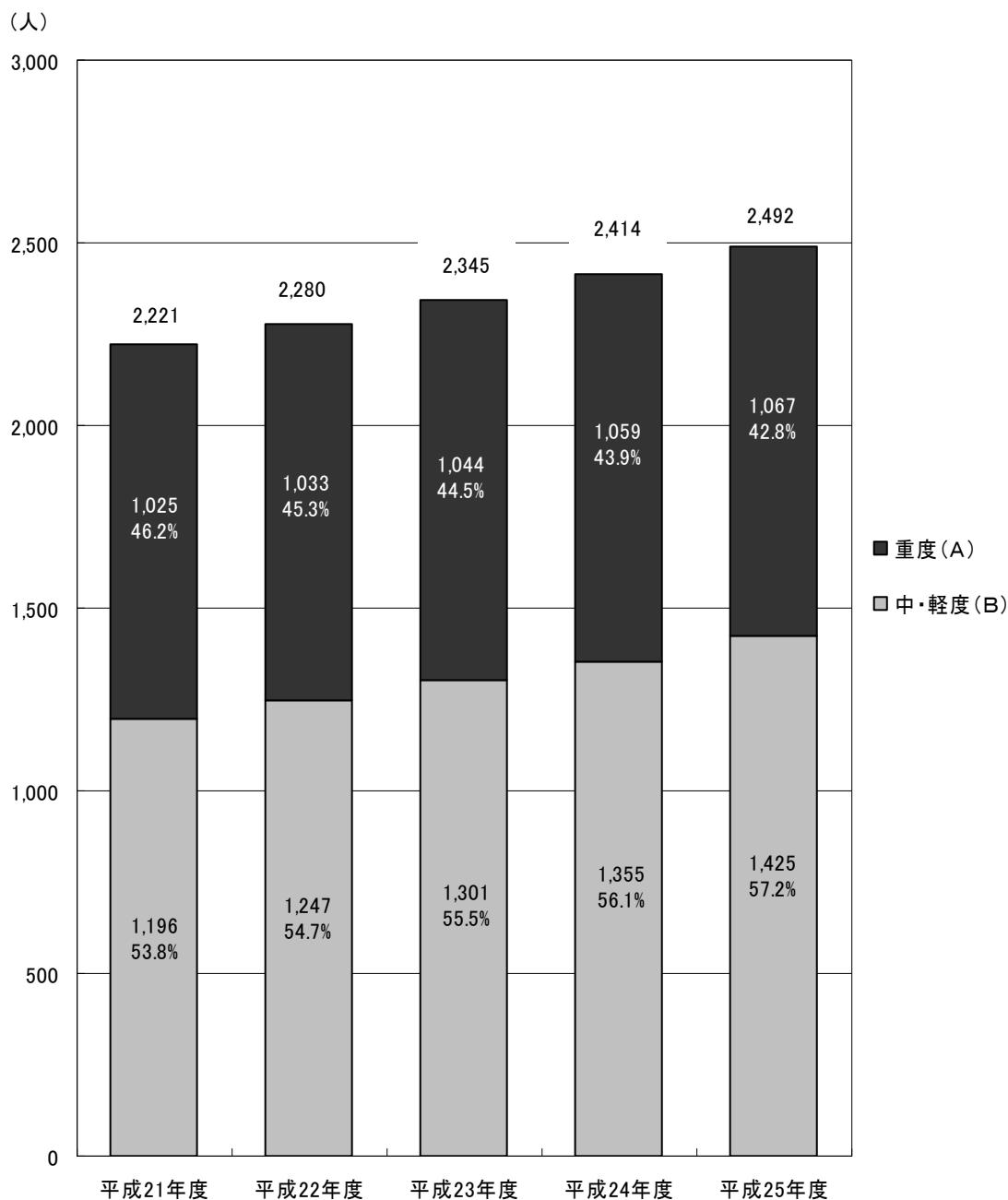
※手帳交付者数は、各年度の末日（3月31日）の数値です。

6 愛護（療育）手帳の交付状況の推移

愛護（療育）手帳の交付者数は年々増加傾向にあり、平成25年度の手帳交付者数は平成21年度と比較し、271人、12.2%増加しています。

程度別では、重度（A）が4.1%、中・軽度（B）が19.1%の増加となっています。

◇愛護（療育）手帳の交付状況の推移



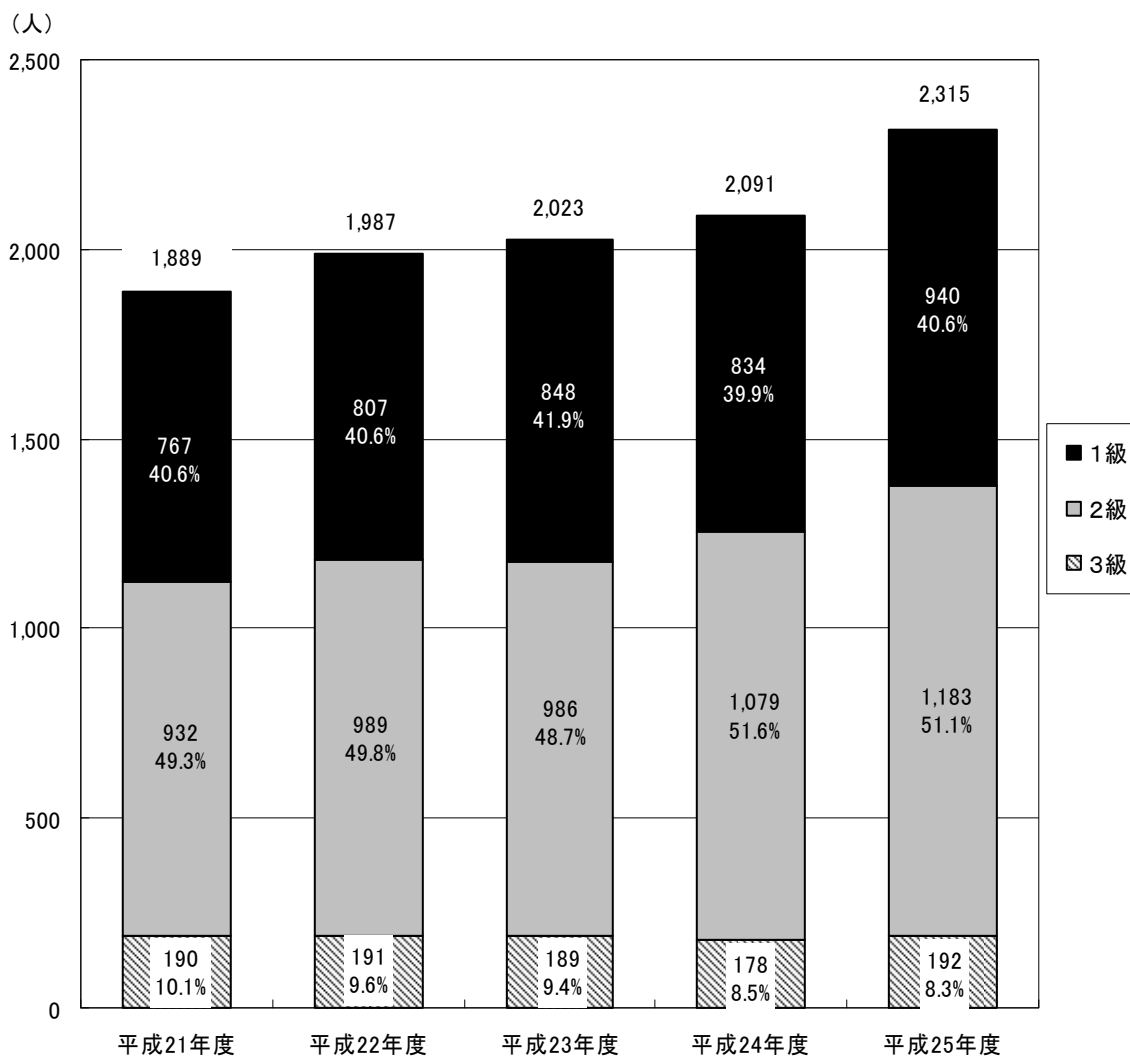
※手帳交付者数は、各年度の末日（3月31日）の数値です。

7 精神障害者保健福祉手帳の交付状況の推移

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は年々増加傾向にあり、平成25年度の手帳交付者数は平成21年度と比較し、426人、22.6%増加しています。

等級別では、1級が22.6%、2級が49.8%、3級が28.1%となっており、1級と2級の増加率が高くなっています。

◇精神障害者保健福祉手帳の交付状況の推移



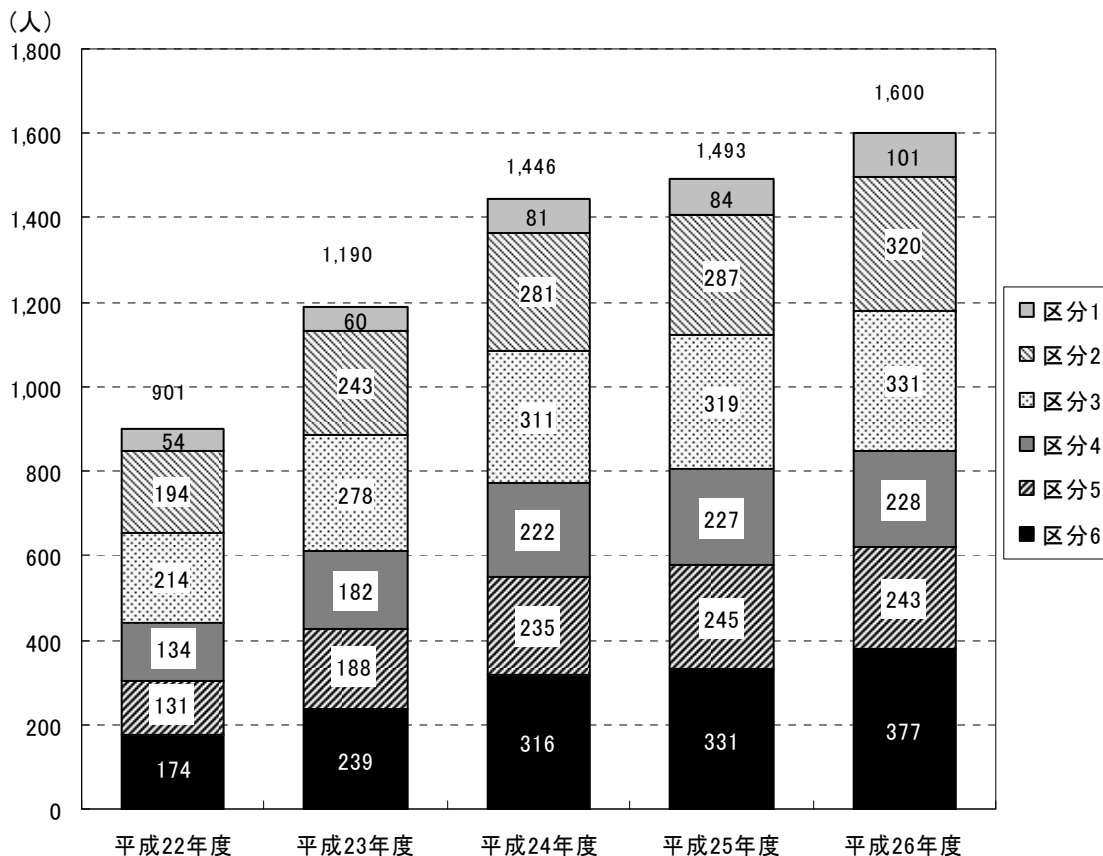
※手帳交付者数は、各年度の末日（3月31日）の数値です。

8 障害支援区分別認定者数の推移

障害支援区分別認定者数は、年々増加傾向にあり、平成26年度の認定者数は平成22年度の約1.8倍になっています。障害支援区分別では、平成26年度で区分6が最も多く、次いで区分3となっています。

また、障害支援区分別の割合では、区分1、区分5、区分6が増加傾向にあります。

◇障害支援区分別認定者数の推移



◇障害支援区分別割合の推移

(単位：%)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
区分1	6.0	5.0	5.6	5.6	6.3
区分2	21.5	20.4	19.4	19.2	20.0
区分3	23.8	23.4	21.5	21.4	20.7
区分4	14.9	15.3	15.3	15.2	14.2
区分5	14.5	15.8	16.3	16.4	15.2
区分6	19.3	20.1	21.9	22.2	23.6

※各年度とも4月1日現在の数値です。

第3章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

I 障害福祉サービス等の目標値

国の基本指針に基づき、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行等」等に関する平成29年度における目標値を定めます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針
(1) 平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
(2) 平成29年度末時点の施設入所者数を、平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とする。

【目標値設定に当たっての考え方】

- (1) 施設入所者は一人一人置かれている環境が異なり、地域移行にはきめ細かなアプローチが求められることから、これまでの移行者数と同程度で推移していくと見込みました。《過去2年間平均移行者数18.5人×3年間≒56人》
- (2) 市外の施設に入所している方が160人程度おり、今後、地域移行の促進などにより減少していくと想定されることから、国の基本指針を踏まえ、市外の入所者数が12%減少すると見込みました。《市外施設入所者数約160人×12%≒19人、平成25年度施設入所者数461人－19人＝442人》

【目標値】

- (1) 計画期間内における地域生活への移行者 56人
- (2) 平成29年度末時点の施設入所者 442人

項目	数値	備考
平成25年度末の入所者数 (A)	461人	基準
【目標値】 地域生活移行者数 (B = A × 12%)	56人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
新規入所者数 (C)	37人	
【目標値】 平成29年度末の入所者数 (D = A - B + C)	442人	
入所者削減数 (A - D)	19人 (4%)	

【目標値達成に向けた取組】

グループホーム等の「住まいの場」の設置を促進し、就労移行支援や就労継続支援等の「日中活動の場」の整備に努めます。

相談支援事業所と連携を図り、施設入所者や待機者とともに、地域での生活が可能かどうかの検討をより深めることなどにより、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

2 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	
(1)	就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目指すものとする。
(2)	事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。
(3)	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。

【目標値設定に当たっての考え方】

(1) 今後も民間企業等での障がい者雇用へのニーズは高くなっていくことから、就労移行支援事業の利用者数が平成29年度には定員数と同数になると見込みました。

《9事業所定員総数 87人》

(2) 就労移行率が3割以上を達成している就労移行支援事業所は、平成25年度の2事業所から、計画期間中の3年間で毎年1事業所ずつ増加し、平成29年度には5事業所になると見込みました。 《全9事業所のうち5事業所の割合 50%以上》

(3) 5事業所の定員数は47人であり、その3割が一般就労へ移行すると見込みました。

《5事業所定員数47人×3割≒14人》

【目標値】

(1) 就労移行支援事業の利用者数	87人
(2) 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%
(3) 平成29年度中の一般就労移行者	14人

【目標値達成に向けた取組】

就労に必要な訓練や相談など、障がいのある方本人の状況に配慮した就労支援に努めます。

ハローワークや就業・生活支援センターなど関係機関との連携を図り、障がい者雇用の拡大を図ります。

3 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

平成29年度末までに各市町村又は各圏域（都道府県が定める障害福祉圏域）に少なくとも1つを整備することを基本とする。

【目標値設定に当たっての考え方】

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活をさらに支援する必要があるため、地域における居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ等）を集約した地域生活支援拠点等の整備を目指します。

【目標値】

平成29年度末時点の整備数 1箇所

【目標値達成に向けた取組】

障がい者の地域生活支援をさらに推進していくため、サービス提供事業者等と連携しながら、地域生活支援拠点等の整備について検討します。

4 入院中の精神科病院からの地域生活への移行

国の基本指針

- (1) 入院後3か月時点の退院率については、平成29年度における目標を64%以上とすることを基本とする。
- (2) 入院後1年時点の退院率については、平成29年度における目標を91%以上とすることを基本とする。
- (3) 長期在院者数については、平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減することを基本とする。

【精神科病院からの地域生活への移行促進に向けた取組】

精神科病院からの地域生活移行を進めるため、グループホーム等の「住まいの場」の設置を促進し、就労移行支援や就労継続支援等の「日中活動の場」の整備に努めます。

精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、精神科病院や相談支援事業所などで構成する本市の地域相談支援連絡会において意見交換を行うなど、関係機関との連携を強化します。

障がいに対する理解の促進を図り、精神障がいのある方が安心して地域生活への移行ができるよう努めます。

なお、本項目の成果目標については、県が所管することになるため、本計画では目標値を設定いたしません。本市では、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」（平成26年厚生労働省告示第65号）に示された入院医療中心の精

精神医療から、精神障がいのある方の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現を目指すという方針を踏まえ、精神障がいのある方を地域で支える環境整備に努めます。

第4章 障害福祉サービス等の見込量

I 障害福祉サービスの各サービスの見込量

第3期計画期間中のサービス等の利用実績や第4期計画の成果目標を踏まえ見込量を推計しました。

利用実績が増加傾向にあるサービスについては、利用実績の伸び率を加算する等により、今後も増加するものと見込み、利用実績に大幅な増減が見られないサービスについては、今後も平成26年度見込みのまま推移するものと見込みました。

1 訪問系サービス

(1) サービス内容

① 居宅介護

障がいのある方や難病等の方に対して、自宅において、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。

② 重度訪問介護

重度の障がいや難病等により常に介護が必要な方に対して、自宅において、入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援などを行います。

③ 同行援護

重度の視覚障害により移動が困難な方に対して、外出時に同行して移動の支援を行います。

④ 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な方に対して、行動する時に危険を回避するために必要な支援や、外出時の支援などを行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(2) 見込量に関する考え方

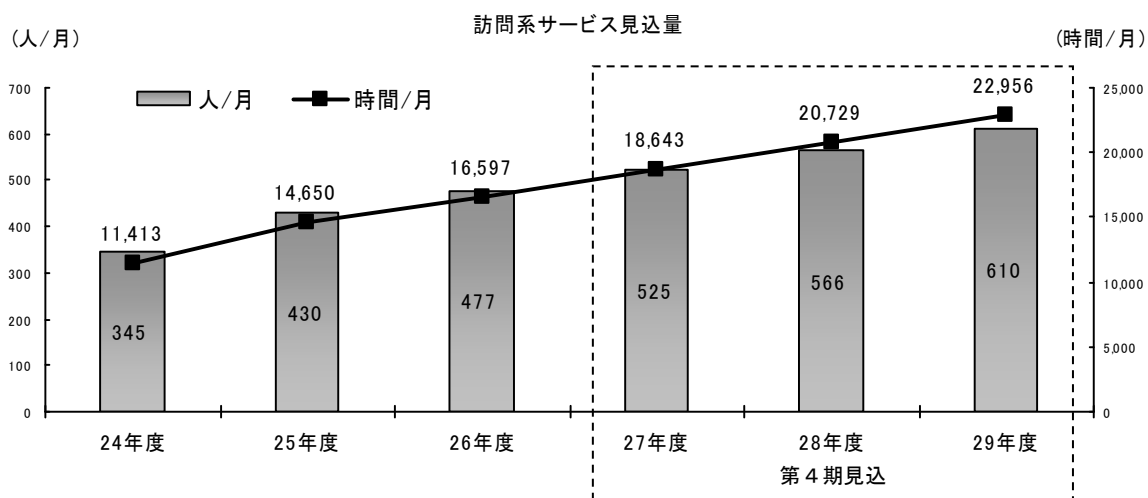
居宅介護、重度訪問介護及び同行援護については、利用実績が増加傾向にあること、また、成果目標である福祉施設・精神科病院からの地域生活への移行を踏まえ、今後も増加するものと見込みました。

行動援護については、利用者数が横ばい状態にあることから、今後も平成26年度見込みのまま推移するものと見込みました。

重度障害者等包括支援については、これまでも利用実績がないことから、今後も利用がないものと見込みました。

(3) 利用見込量

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人/月	305	378	406	436	468	503
	時間/月	9,559	12,223	13,423	14,738	16,182	17,768
重度訪問介護	人/月	8	11	14	17	20	23
	時間/月	1,649	2,155	2,734	3,332	3,920	4,508
同行援護	人/月	7	15	34	49	55	61
	時間/月	42	117	303	436	490	543
行動援護	人/月	25	26	23	23	23	23
	時間/月	163	155	137	137	137	137
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
計	人/月	345	430	477	525	566	610
	時間/月	11,413	14,650	16,597	18,643	20,729	22,956



(4) 見込量の確保の考え方

障がいのある方の高齢化や施設入所者の地域移行に伴い、訪問系サービスの利用の増加が見込まれることから、事業所の設置を促進するほか、サービスを担う人材を確保するなど、サービスの提供体制の確保に努めるとともに、障がいのある方が在宅生活を維持できるよう、実地指導や集団指導などによりサービスの質的な向上を図ります。

2 日中活動系サービス

(1) サービス内容

① 生活介護

障がいのある方や難病患者等の方に対して、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などのサービスを提供します。

② 自立訓練（機能訓練）

身体に障がいのある方や難病患者等の方に対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいのある方や難病患者等の方に対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう一定の期間における食事や家事など日常の生活能力向上のために必要な訓練を行います。

④ 就労移行支援

障がいのある方や難病患者等の方で、就労を希望する方に対して、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

⑤ 就労継続支援

障がいのある方や難病患者等の方で、通常の事業所で働くことが困難な方に対して、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

⑥ 療養介護

身体障がいのある方や難病患者等の方で、医療的ケアが必要な方に対して、病院などの施設で、日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行います。

⑦ 短期入所（ショートステイ）

障がいのある方や難病患者等の方に対して、家族が疾病等により一時的に本人の介護ができない時、施設に宿泊して入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

(2) 見込量に関する考え方

日中活動系サービスでは、生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、利用実績が増加傾向にあること、また、成果目標である福祉施設・精神科病院からの地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行を踏まえ、今後も増加するものと見込みました。

就労移行支援については、利用実績が増加傾向にあるほか、成果目標に基づき、平成29年度末の利用者数が平成25年度末の利用者数から6割増加するものと見込みました。

自立訓練（機能訓練）については、利用者数が横ばい状態にあることから、今後も平成26年度見込みのまま推移するものと見込みました。

自立訓練（生活訓練）については、利用実績が減少傾向にあるものの、成果目標である精神科病院からの地域生活への移行を踏まえ、今後も平成26年度見込みのまま推移するものと見込みました。

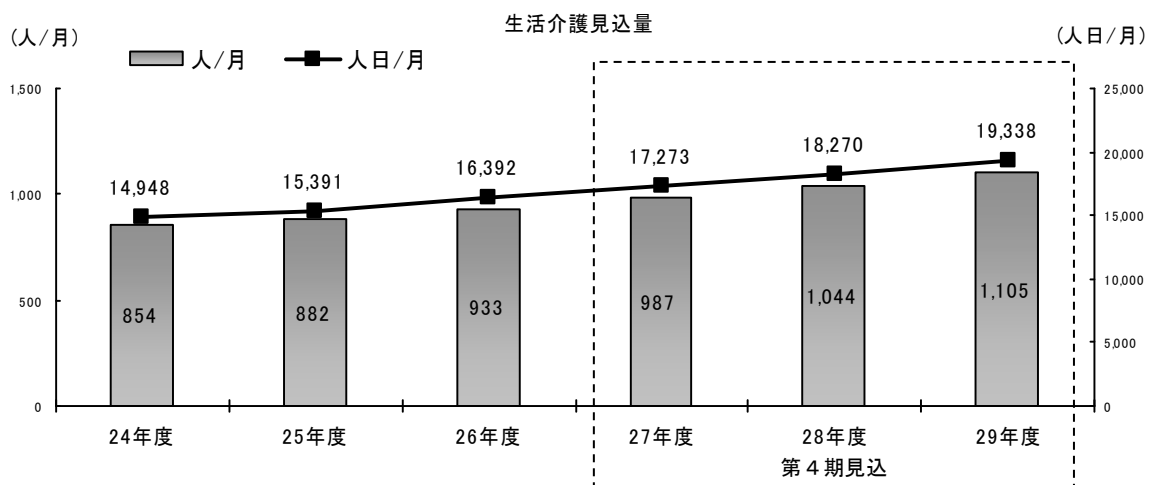
療養介護及び短期入所については、利用実績が横ばい状態にあることから、今後も平

成26年度見込みのまま推移するものと見込みました。

(3) 利用見込量

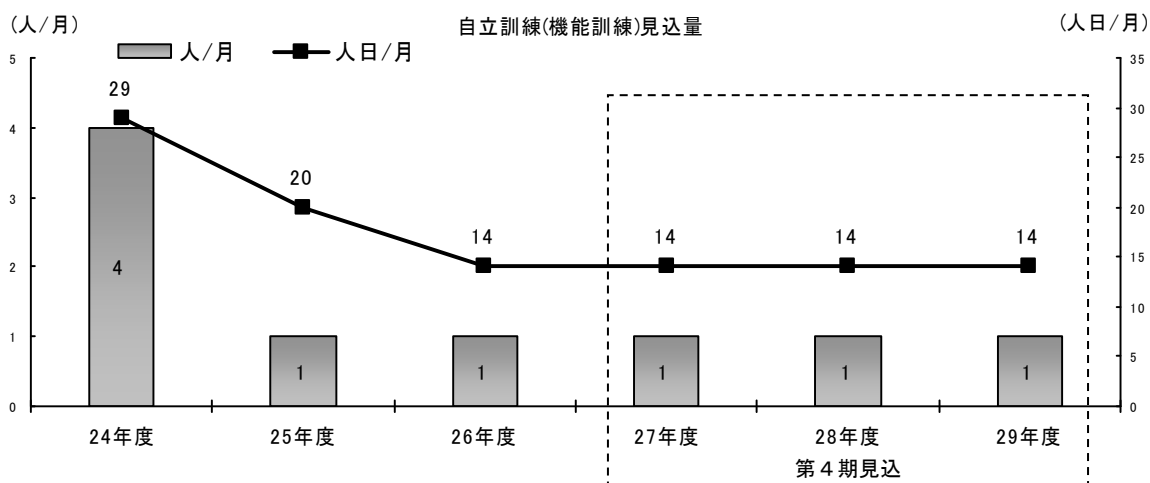
① 生活介護

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
生活介護	人/月	854	882	933	987	1,044	1,105
	人日/月	14,948	15,391	16,392	17,273	18,270	19,338



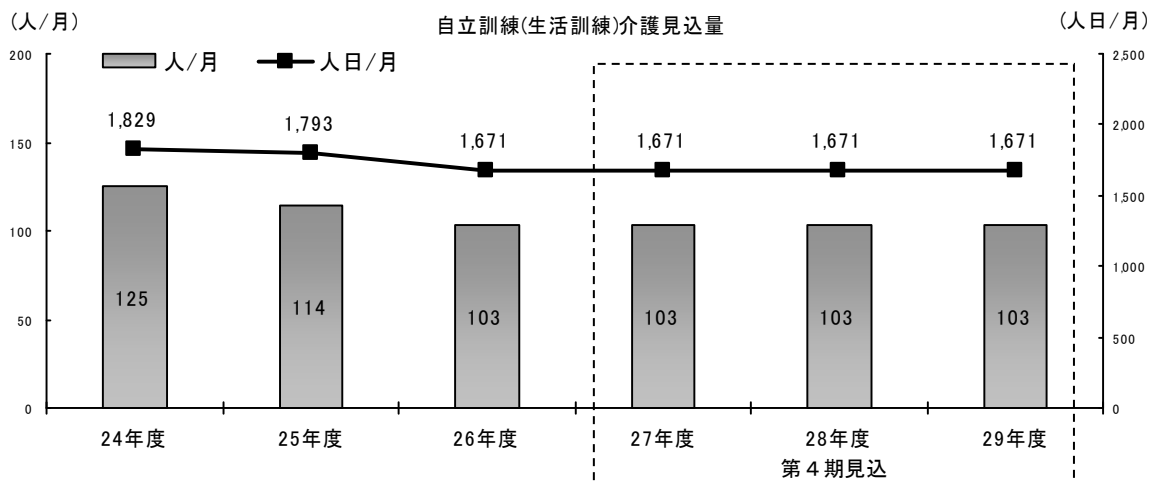
② 自立訓練（機能訓練）

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
自立訓練 (機能訓練)	人/月	4	1	1	1	1	1
	人日/月	29	20	14	14	14	14



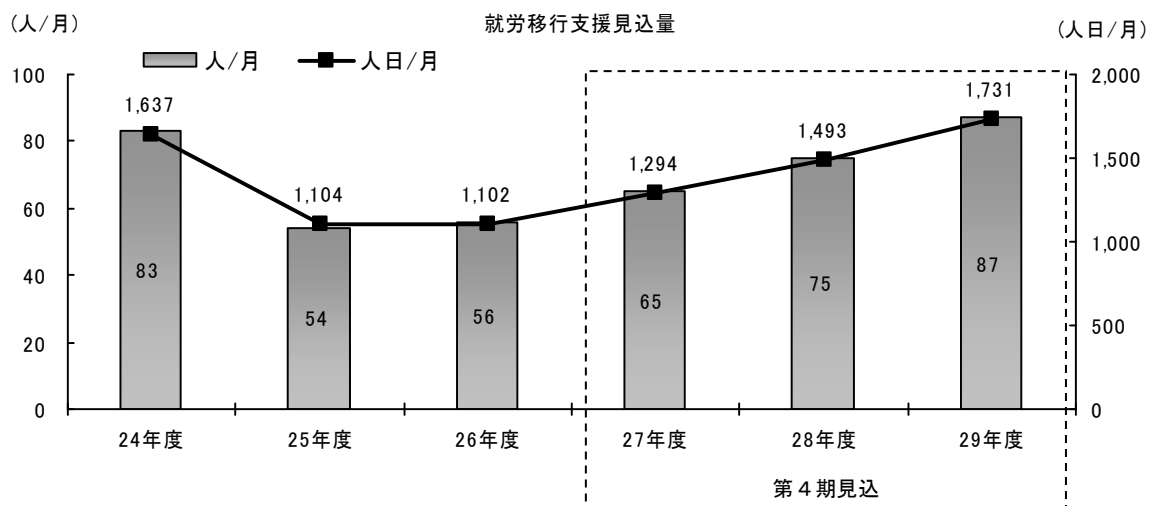
③ 自立訓練（生活訓練）

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
自立訓練 (生活訓練)	人/月	125	114	103	103	103	103
	人日/月	1,829	1,793	1,671	1,671	1,671	1,671



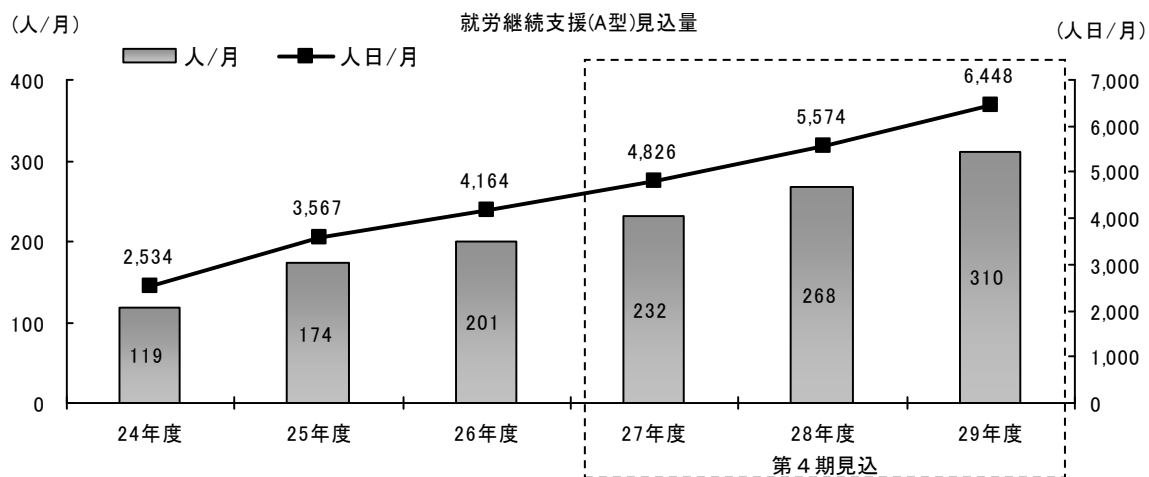
④ 就労移行支援

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
就労移行支援	人/月	83	54	56	65	75	87
	人日/月	1,637	1,104	1,102	1,294	1,493	1,731



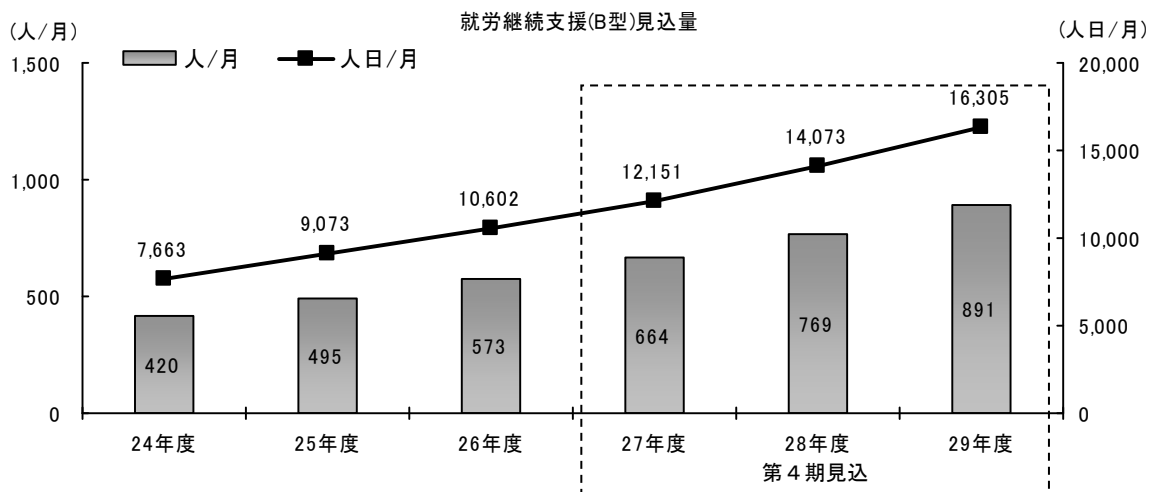
⑤-1 就労継続支援（A型）

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
就労継続支援 (A型)	人/月	119	174	201	232	268	310
	人日/月	2,534	3,567	4,164	4,826	5,574	6,448



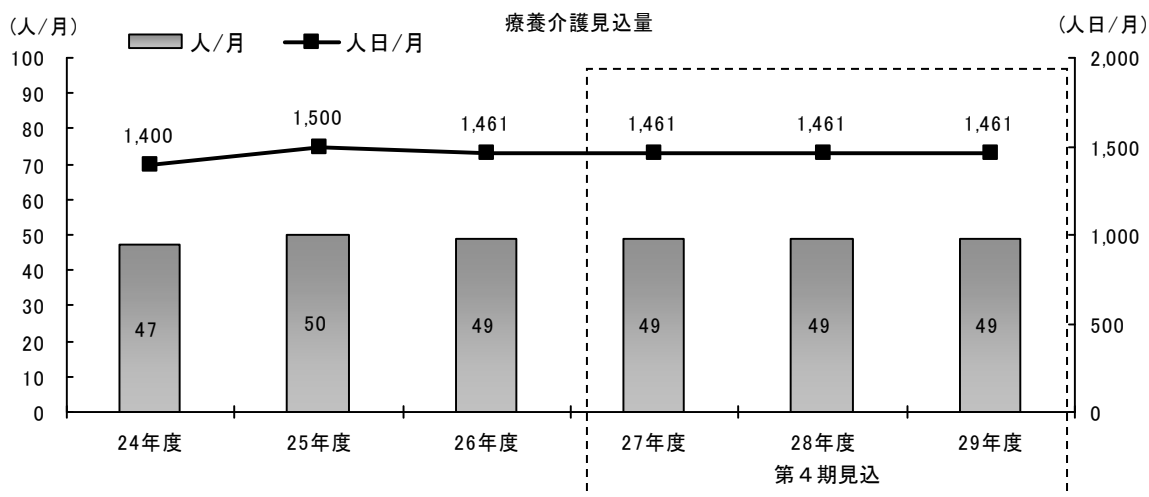
⑤-2 就労継続支援（B型）

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
就労継続支援 (B型)	人/月	420	495	573	664	769	891
	人日/月	7,663	9,073	10,602	12,151	14,073	16,305



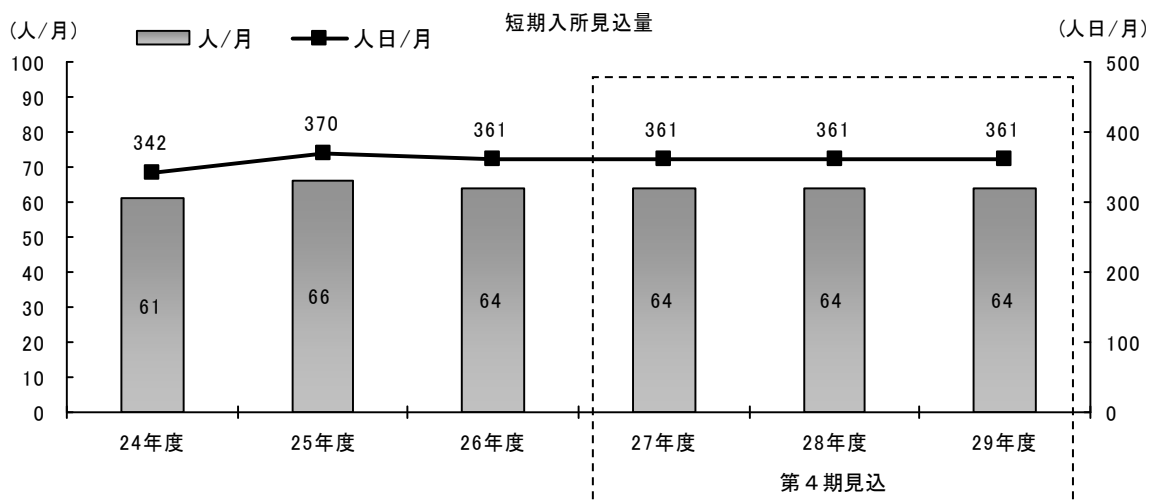
⑥ 療養介護

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
療養介護	人/月	47	50	49	49	49	49
	人日/月	1,400	1,500	1,461	1,461	1,461	1,461



⑦ 短期入所

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
短期入所	人/月	61	66	64	64	64	64
	人日/月	342	370	361	361	361	361



(4) 見込量の確保の考え方

日中活動系サービスについては、施設入所者等の地域移行の促進が図られることにより、障がいのある方が一般住宅やグループホームに居住し、日中活動系サービスを利用することが想定されることから、事業所の設置を促進するなど、サービスの提供体制の

確保に努めるとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、実地指導や集団指導などにより、サービスの質的な向上を図ります。

3 居住系サービス

(1) サービス内容

① 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある方を対象に、地域社会の中で生活できるよう住居、食事等を提供します。

② 施設入所支援

介護が必要な方や通所が困難な方に対して、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

(2) 見込量に関する考え方

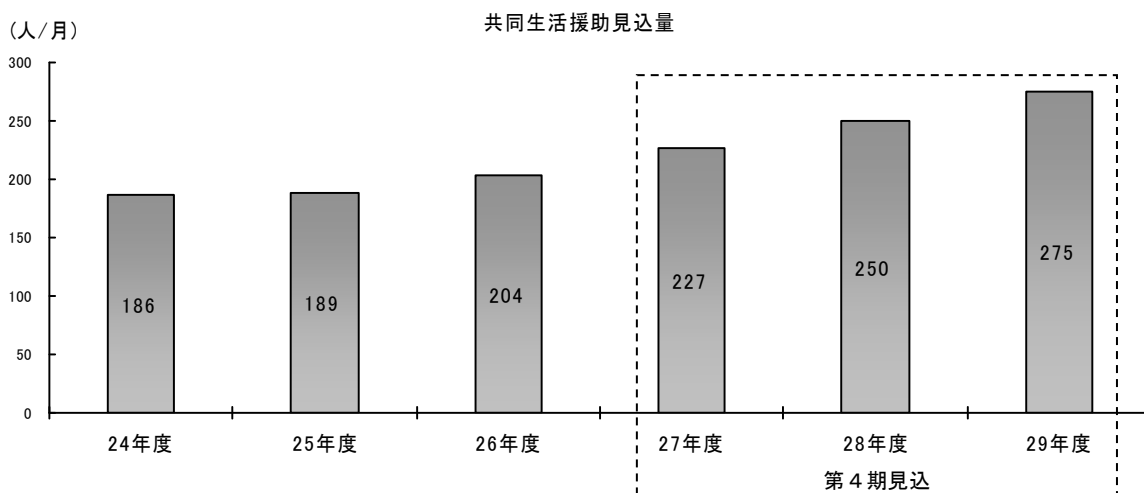
共同生活援助については、利用実績が増加傾向にあること、また、成果目標である福祉施設からの地域生活への移行を踏まえ、今後も増加するものと見込みました。

施設入所支援については、利用実績が横ばい状態にあるものの、成果目標に基づき、平成29年度末の施設入所者数が平成25年度末時点から4%削減するものと見込みました。

(3) 利用見込量

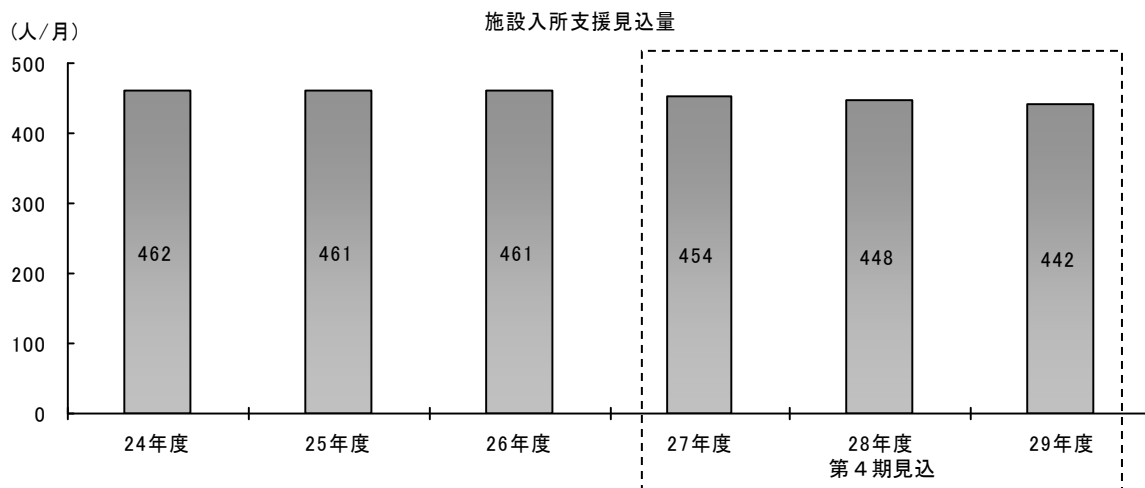
① 共同生活援助

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人/月	186	189	204	227	250	275



② 施設入所支援

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
施設入所支援	人/月	462	461	461	454	448	442



(4) 見込量の確保の考え方

居住系サービスについては、精神病院に入院又は障害者支援施設に入所している障がいのある方の地域生活への移行を促すとともに、グループホームの設置を促進するなど、提供体制の確保に努めます。

4 相談支援

(1) サービス内容

① 計画相談支援

障がいのある方が適切な障害福祉サービス等を利用するため、指定特定相談支援事業者が「サービス等利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある方または精神科病院に入院している精神障がいのある方に対して、住居の確保等の地域における生活に移行するための支援を行います。

③ 地域定着支援

居宅において単身で生活する障がいのある方等に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時の支援を行います。

(2) 見込量に関する考え方

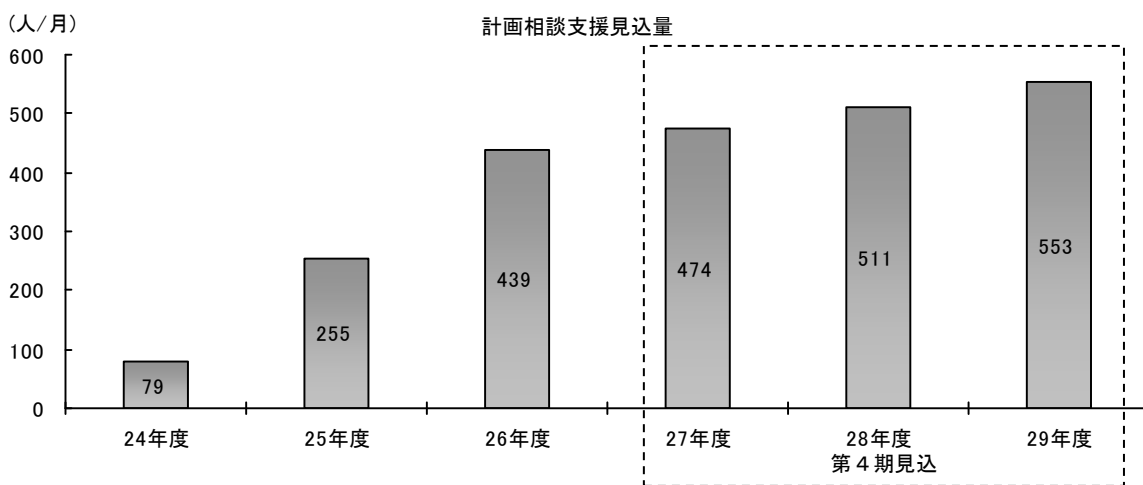
計画相談支援については、平成26年度中に、全てのサービス受給者のサービス等利用計画の作成が完了する予定となっており、訪問系、日中活動系及び居住系の各サービスの利用者数が増加傾向にあることから、今後も増加するものと見込みました。

地域移行支援及び地域定着支援については、成果目標である精神科病院からの地域生活への移行を考慮して、増加するものと見込みました。

(3) 利用見込量

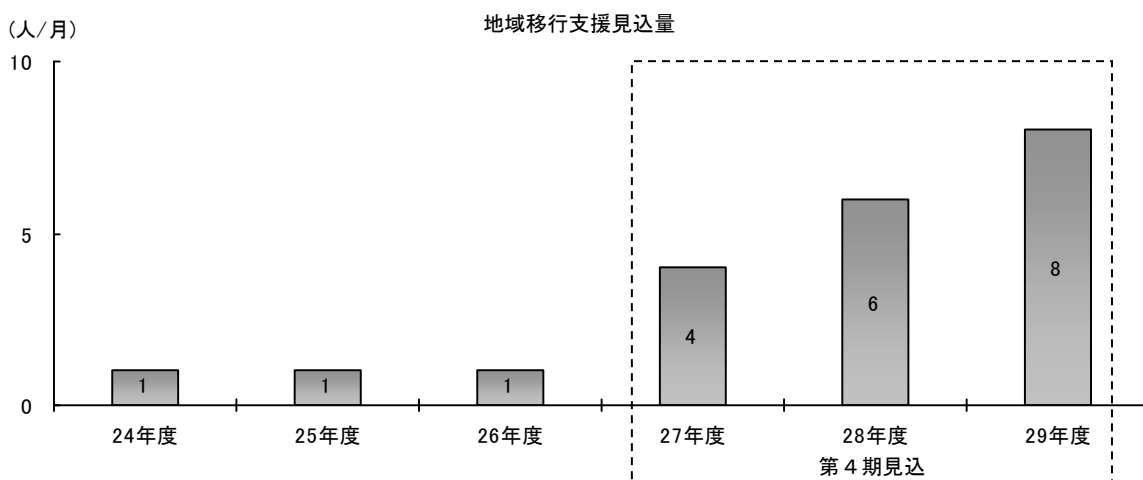
① 計画相談支援

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人/月	79	255	439	474	511	553



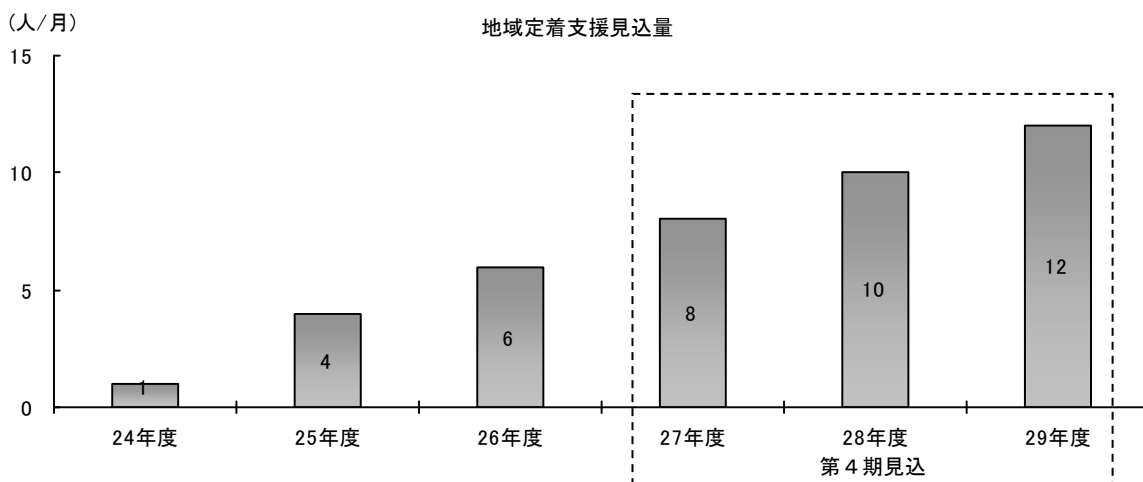
② 地域移行支援

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度
地域移行支援	人/月	1	1	1	4	6	8



③ 地域定着支援

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
地域定着支援	人/月	1	4	6	8	10	12



(4) 見込量の確保の考え方

相談支援については、障がいのある方の特性や実情に応じた適切な相談支援事業を実施するため、相談支援事業所との連携を図るなどして、相談支援体制の充実に努めます。

計画相談支援については、相談支援事業所連絡会議を活用し、情報共有や事例検討を行うほか、他機関が行う研修への参加を促すなどして、相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、サービス提供体制の確保に努めます。

精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、精神科病院や相談支援事業所などで構成する本市の地域相談支援連絡会において意見交換を行うなど、関係機関との連携を強化します。

5 障がい児支援

(1) サービス内容

① 児童発達支援

就学していない障がいのある児童に対して、児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

② 放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童に対して、授業の終了後又は休業日に放課後等デイサービス等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進や活動場所の提供等を行います。

③ 保育所等訪問支援

保育所や、その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある児童に対して、その施設を訪問し、その施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援や施設への指導等を行います。

④ 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童や重度の肢体不自由と知的障がいのある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の施設で、児童発達支援及び治療等を行います。

⑤ 障害児相談支援

障がいのある児童が適切な障害児通所支援を利用するため、指定障害児相談支援事業者が「障害児支援利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

(2) 見込量に関する考え方

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援については、利用実績が増加傾向にあることから、今後も増加するものと見込みました。

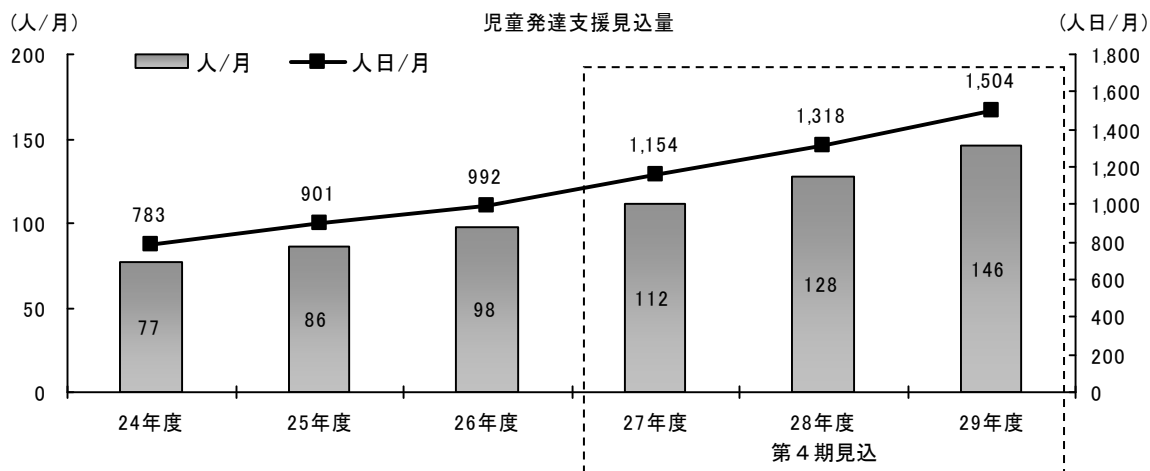
医療型児童発達支援については、利用実績が横ばい状態にあることから、今後も平成26年度見込みのまま推移するものと見込みました。

障害児相談支援については、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者数が増加傾向にあることから、今後も増加するものと見込みました。

(3) 利用見込量

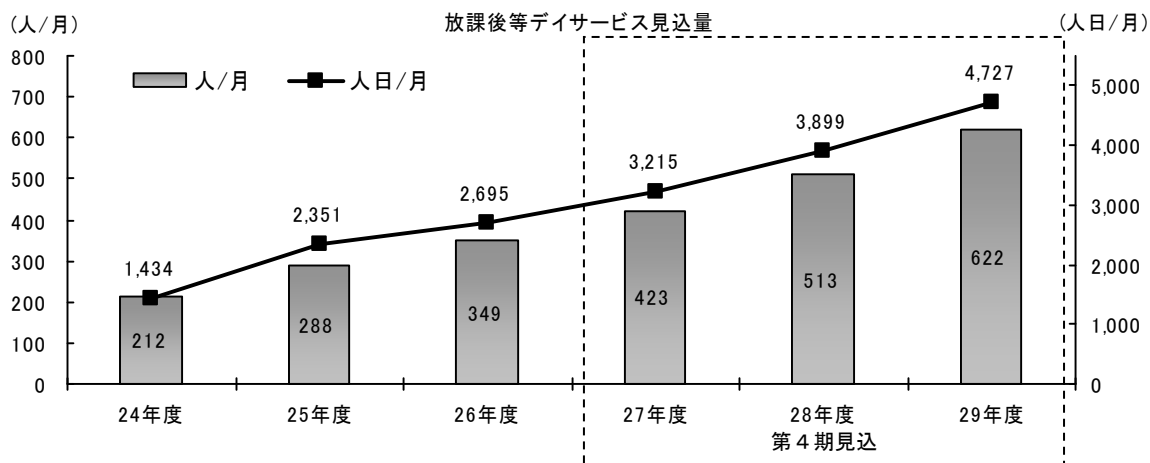
① 児童発達支援

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人/月	77	86	98	112	128	146
	人日/月	783	901	992	1,154	1,318	1,504



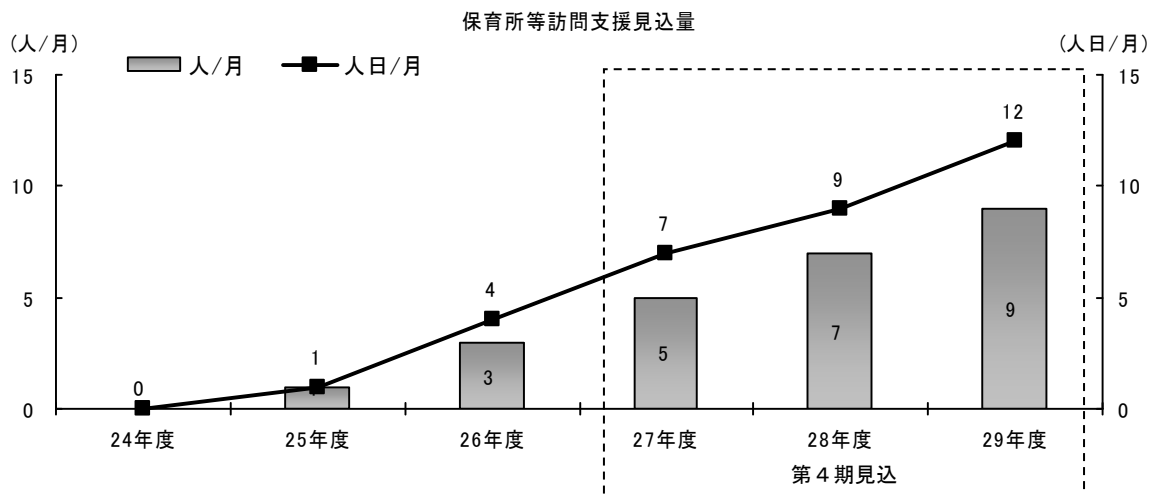
② 放課後等デイサービス

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
放課後等デイサービス	人/月	212	288	349	423	513	622
	人日/月	1,434	2,351	2,695	3,215	3,899	4,727



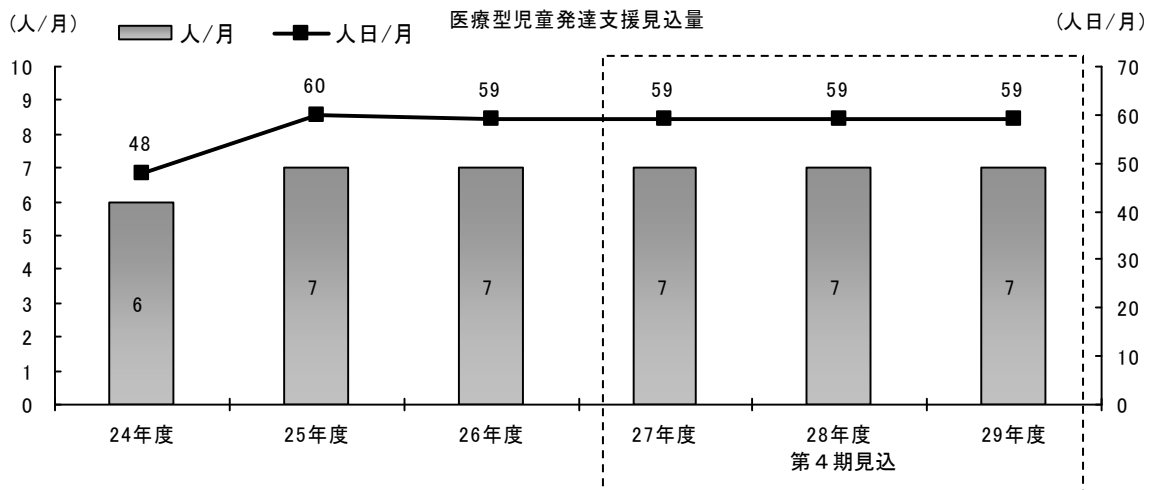
③ 保育所等訪問支援

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
保育所等訪問支援	人/月	0	1	3	5	7	9
	人日/月	0	1	4	7	9	12



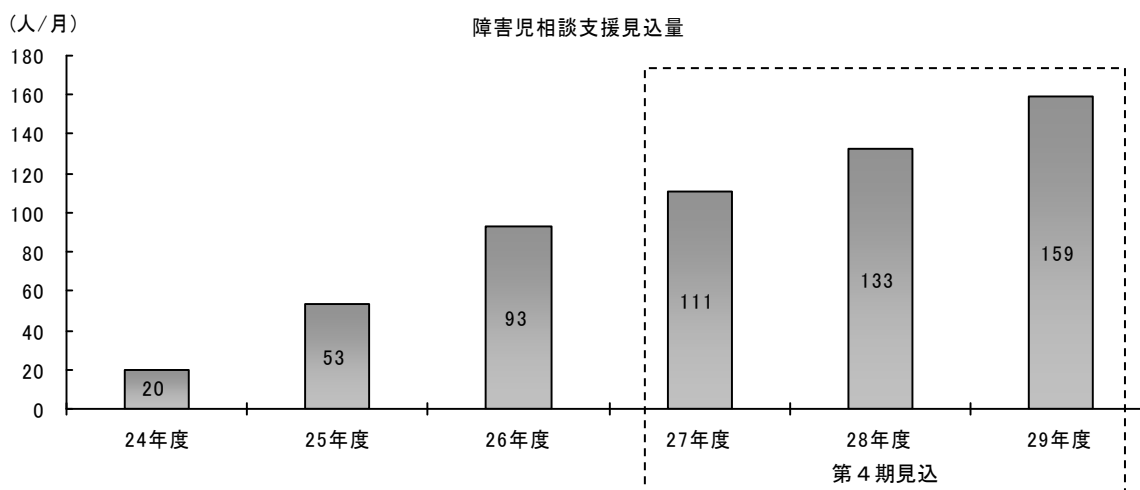
④ 医療型児童発達支援

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
医療型児童発達支援	人/月	6	7	7	7	7	7
	人日/月	48	60	59	59	59	59



⑤ 障害児相談支援

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
障害児相談支援	人/月	20	53	93	111	133	159



(4) 見込量の確保の考え方

障がい児支援については、障がいのある児童が、ライフステージに応じて身近な場所
で一貫した支援を受けることができるよう、教育・保育等の関係機関と連携していくほ
か、事業所の定員増や設置を促進するなど、障がい児支援の提供体制の確保に努めます。

第5章 地域生活支援事業に関する各事業の見込量

第3期計画期間中の事業の利用実績を踏まえ見込量を推計します。また、障がいのある方のニーズを踏まえ、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な事業を実施します。

I 必須事業

1 障害者に対する理解を深めるための啓発事業

(1) サービス内容

障がいのある方等の生活や経験を知って、障がいについて正しく理解し、誰にでもあたたかく接する思いやりの心や、共に支え合って生きていく意識を育むため、小中学生を対象に『福祉読本』を配布するとともに、パネル展示等をおこない、広く市民への障がいのある方に対する理解を深めるための普及啓発を行います。

(2) 見込量に関する考え方

障がいのある方に対する理解を深めるための啓発事業を実施します。

(3) 利用見込量

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
障害者に対する理解を深めるための啓発事業	実施の有無	—	有	有	有	有	有

(4) 見込量の確保の考え方

自立支援協議会や障がい者団体との連携を図りながら、障がいに対する理解を促進するための各種事業に取り組みます。

2 障害者相談支援事業

(1) サービス内容

指定相談支援事業所5箇所（このうち地域活動支援センターは3箇所）において、障がいのある方及びその家族の方のために、各種相談や社会資源等の情報提供、専門機関の紹介等を実施しています。

(2) 見込量に関する考え方

市の窓口及び指定相談支援事業所5箇所において実施します。

(3) 利用見込量

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
障害者相談支援事業	箇所	6	6	6	6	6	6

(4) 見込量の確保の考え方

障害者相談支援事業については、障がいのある方及びその家族の方のために、各種相談や社会資源等の情報提供、専門機関の紹介等を行えるよう、引続き事業を実施します。

3 成年後見制度利用支援事業

(1) サービス内容

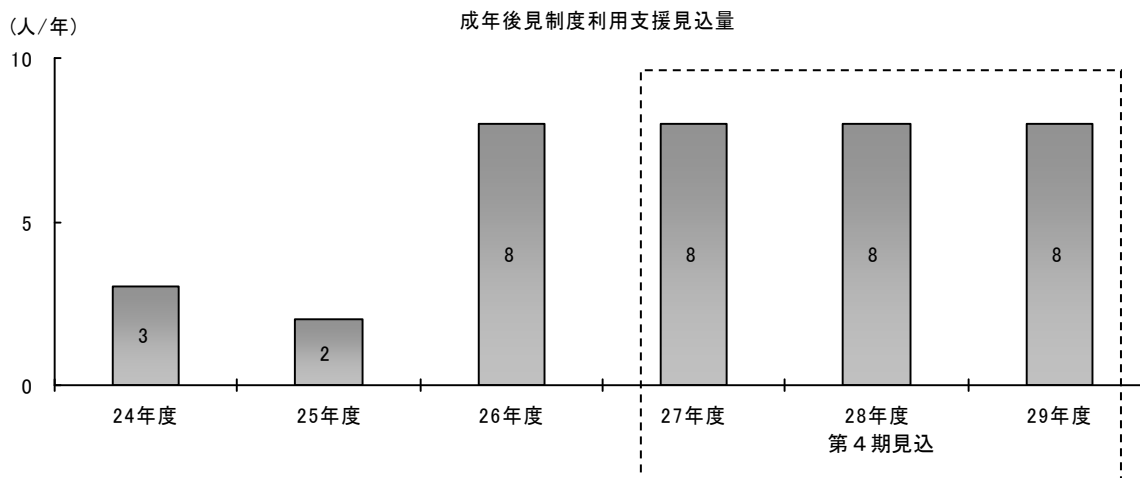
認知症や、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力の不十分な方々の財産管理や身上監護のため、市が申立人となるなど、成年後見制度の円滑な利用を支援します。

(2) 見込量に関する考え方

大幅な増減が見込まれないことから、平成26年度見込みのまま推移するものと見込みました。

(3) 利用見込量

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	3	2	8	8	8	8



(4) 見込量の確保の考え方

成年後見制度利用支援事業については、関係機関との連携を図りながら、成年後見制度の利用促進を図ります。

4 成年後見制度法人後見支援事業

(1) サービス内容

成年後見制度の円滑な利用を支援するため、法人後見実施団体の人材育成及び市民後見人の活用を図るための研修を行います。

(2) 見込量に関する考え方

法人後見活動を支援するための研修会を開催します。

(3) 利用見込量

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の 有無	—	有	有	有	有	有

(4) 見込量の確保の考え方

社会福祉法人等の法人後見実施団体やその他関係機関との連携を図りながら、法人後見活動を支援するための研修を実施します。

5 意思疎通支援事業

(1) サービス内容

① 手話通訳者派遣事業

聴覚障害や音声・言語機能障害のある方の意思の伝達の手段を確保するため、聴覚障害のある方等が行う各種手続きや社会参加の場へ手話通訳者を派遣します。

② 要約筆記者派遣事業

聴覚障害や音声・言語機能障害のある方の意思の伝達の手段を確保するため、話の内容をその場で要約して文字にして伝える要約筆記者を派遣します。

③ 手話通訳者設置事業

聴覚障害や音声・言語機能障害のある方の意思の伝達の手段を確保するため、市の窓口到手話通訳者を設置します。

④ 入院時意思疎通支援事業

意思疎通が困難な障がいのある方が入院した際に、日頃から本人を介護し、本人の意思を医療従事者等に伝えることができるホームヘルパーを意思疎通支援員として医療機関に派遣することにより、医療従事者との意思疎通の円滑化を図ります。

(2) 見込量に関する考え方

手話通訳者派遣事業については、利用実績が増加傾向にあることから、今後も増加するものと見込みました。

要約筆記者派遣事業については、今後も平成26年度見込みのまま推移するものと見込みました。

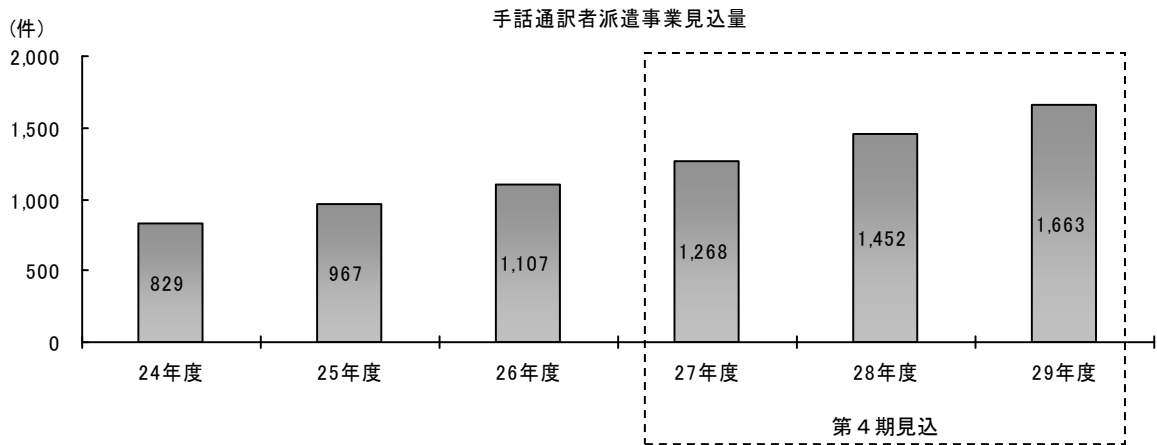
手話通訳者設置事業については、当面2名の設置が妥当として見込みました。

入院時意思疎通支援事業については、年間240時間で推移すると見込みました。

(3) 利用見込量

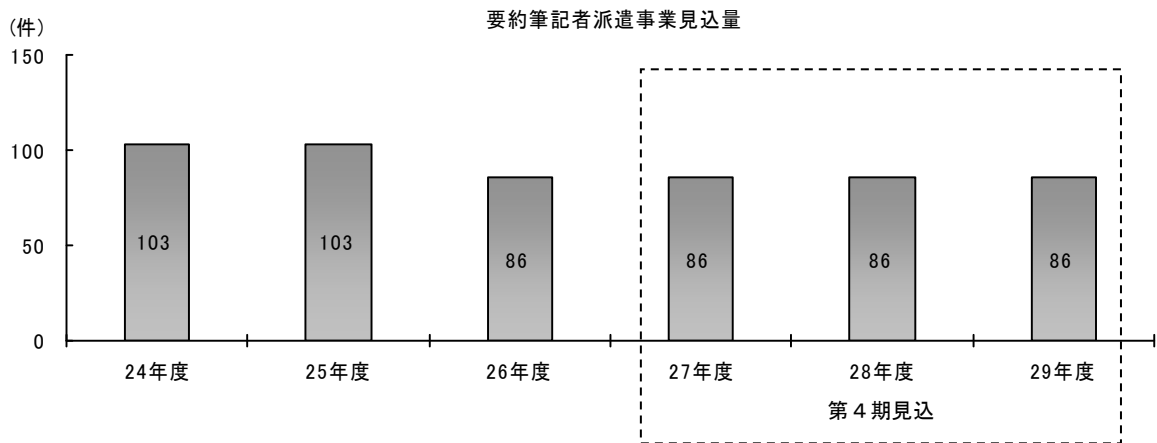
① 手話通訳者派遣事業

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度
手話通訳者派遣事業	件	829	967	1,107	1,268	1,452	1,663



② 要約筆記者派遣事業

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度
要約筆記者派遣事業	件	103	103	86	86	86	86

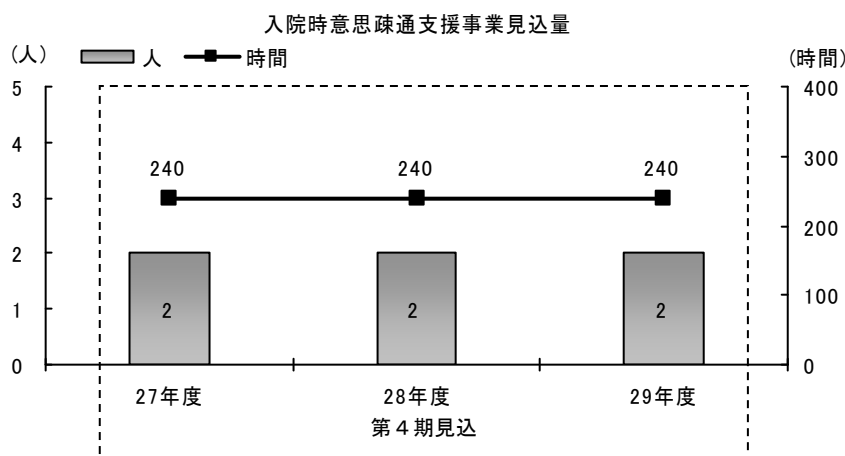


③ 手話通訳者設置事業

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2	2

④ 入院時意思疎通支援事業

区分	単位	第4期見込量		
		27年度	27年度	27年度
入院時意思疎通支援事業	人	2	2	2
	時間	240	240	240



(4) 見込量の確保の考え方

手話通訳者養成研修事業により養成した手話通訳者の登録を求めるなど、手話通訳者及び要約筆記者の登録者数の増加に努め、サービス提供体制を確保します。

障がいのある方やそのご家族、相談支援事業所などへ周知するとともに、居宅介護事業所や医療機関との連携を図りながら、入院時における意思疎通支援の提供体制の確保に努めます。

6 日常生活用具給付等事業

(1) サービス内容

障がいのある方や難病等の方に対して、生活上の不便を解消し円滑に生活を送れるよう、日常生活用具を給付します。

- ・介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マット等の、身体介護を支援する用具です。

- ・ 自立生活支援用具
入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の、自立生活を支援する用具です。
- ・ 在宅療養等支援用具
電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、在宅療養等を支援する用具です。
- ・ 情報・意思疎通支援用具
点字器や人口喉頭等の、情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具です。
- ・ 排泄管理支援用具
ストーマ装具等の、排泄管理を支援する用具です。
- ・ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

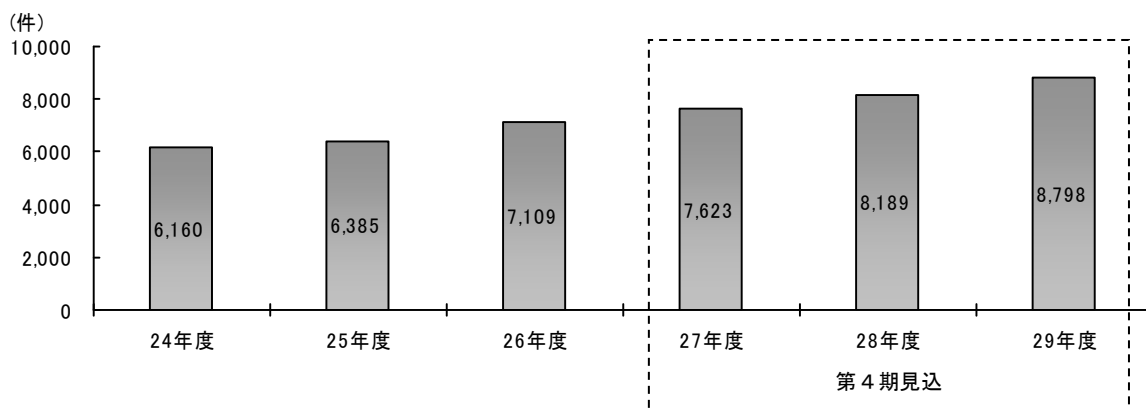
(2) 見込量に関する考え方

過去3か年の平均件数で見込み、排泄管理支援用具については、過去3か年の平均伸び率7.6%を加算して見込みました。

(3) 利用見込量

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
介護・訓練支援用具	件	9	13	9	10	10	10
自立生活支援用具	件	61	58	61	60	60	60
在宅療養等支援用具	件	51	43	53	49	49	49
情報・意思疎通支援用具	件	52	35	56	48	48	48
排泄管理支援用具	件	5,978	6,224	6,919	7,445	8,011	8,620
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	9	12	11	11	11	11
計	件	6,160	6,385	7,109	7,623	8,189	8,798

日常生活用具給付等事業見込量



(4) 見込量の確保の考え方

日常生活用具給付等事業については、障がいの状況に応じて必要となる日常生活用具について、適切な給付に努めます。

7 点訳・手話奉仕員養成事業

(1) サービス内容

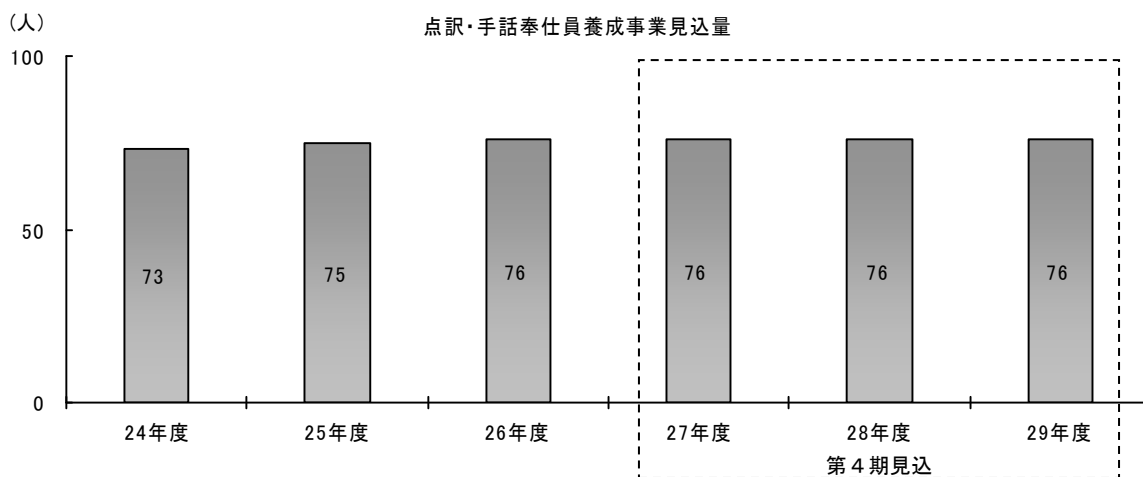
視覚障害や聴覚障害のある方の意思・情報伝達手段である点字及び手話教室を開催することにより、視覚障害や聴覚障害のある方の生活及び関連する福祉制度等についての理解や、交流活動の促進、奉仕員の養成を行っています。

(2) 見込量に関する考え方

大幅な増減が見込まれないことから、平成26年度見込のまま推移するものと見込みました。

(3) 利用見込量

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
点訳・手話奉仕員養成事業	人	73	75	76	76	76	76



(4) 見込量の確保の考え方

点訳・手話奉仕員養成研修事業については、関係機関との連携を図りながら、点訳・手話奉仕員を養成するための研修を実施します。

8 障害者外出介護サービス事業

(1) サービス内容

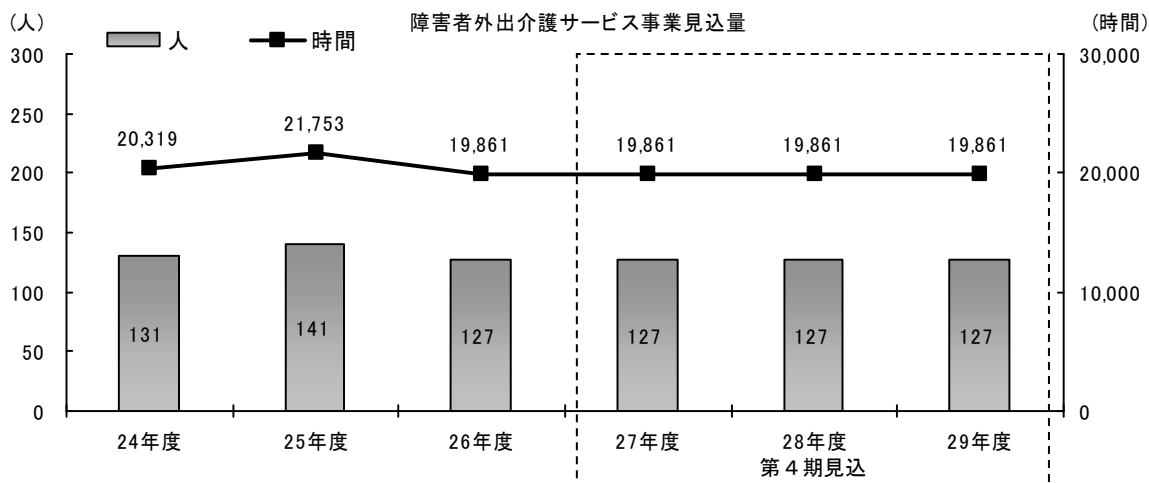
重度の視覚障害や全身性障がい、知的障がい、精神障がいのある方や難病患者等の方に対して、社会生活上、必要不可欠な外出時の付添のヘルパーを派遣します。

(2) 見込量に関する考え方

大幅な増減が見込まれないことから、平成26年度見込みのまま推移するものと見込みました。

(3) 利用見込量

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
障害者外出介護サービス事業	人	131	141	127	127	127	127
	時間	20,319	21,753	19,861	19,861	19,861	19,861



(4) 見込量の確保の考え方

移動支援事業については、外出時の付き添いヘルパーを派遣する外出介護サービスの提供体制の確保に努めます。

9 地域活動支援センター事業

(1) サービス内容

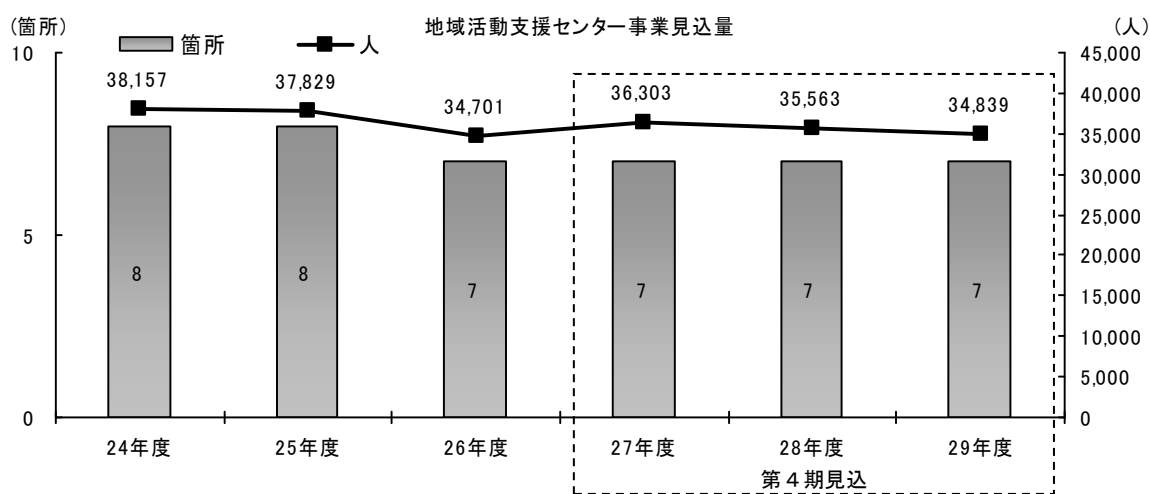
障がいのある方に、創作的活動や生産活動などの機会を提供し、社会との交流を促進します。

(2) 見込量に関する考え方

事業所数については、新たな需要見込がないことから、平成26年度見込みのまま推移するものと見込みました。また、利用者数については、減少傾向にあることから、今後も減少するものと見込みました。

(3) 利用見込量

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター事業	箇所	8	8	7	7	7	7
	人	38,157	37,829	34,701	36,303	35,563	34,839



(4) 見込量の確保の考え方

地域活動支援センターについては、障がいのある方の地域生活支援を促進するため、引き続き実施団体への支援を行います。

10 障害児等療育支援事業

(1) サービス内容

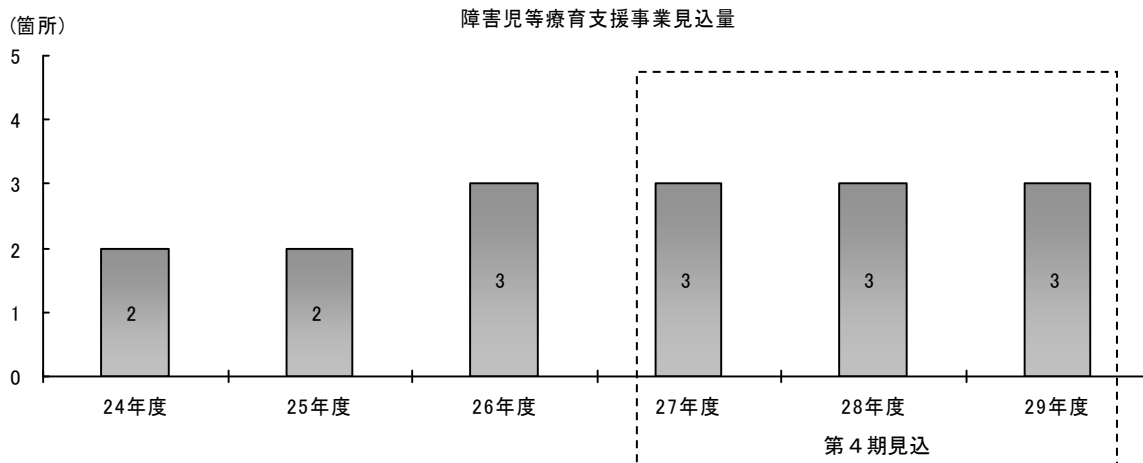
障がいのある児童等が地域で安心して暮らせるよう、本人や家族等へ専門的な相談や支援として、巡回相談・指導、訪問による健康診査などを行うことにより、身近な地域で療育指導を行います。

(2) 見込量に関する考え方

平成26年度時点での3箇所で見込すると見込みました。

(3) 利用見込量

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
障害児等療育支援事業	箇所	2	2	3	3	3	3



(4) 見込量の確保の考え方

障害児等療育支援事業については、障がいのある児童やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、引き続き事業を実施します。

1.1 手話通訳者養成研修事業

(1) サービス内容

聴覚障害のある方等の福祉増進と社会参加促進に役立てるため、身体障がい者福祉や手話通訳者の役割等の知識と手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術を習得した手話通訳者を養成します。

(2) 見込量に関する考え方

平成26年度の手話通訳者養成研修の通訳Ⅰ・Ⅱ修了見込者数25人に、実践課程修了見込者数5人を加算し30人と見込みました。

(3) 利用見込量

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
手話通訳者養成研修事業	人	-	-	25	30	30	30

(4) 見込量の確保の考え方

手話奉仕員養成講座修了者に対して手話通訳者養成研修の受講を働きかけるとともに、ろうあ協会等の関係機関との連携を図りながら、手話通訳者を養成するための研修を実施します。

II 任意事業

1 日中一時支援事業

(1) サービス内容

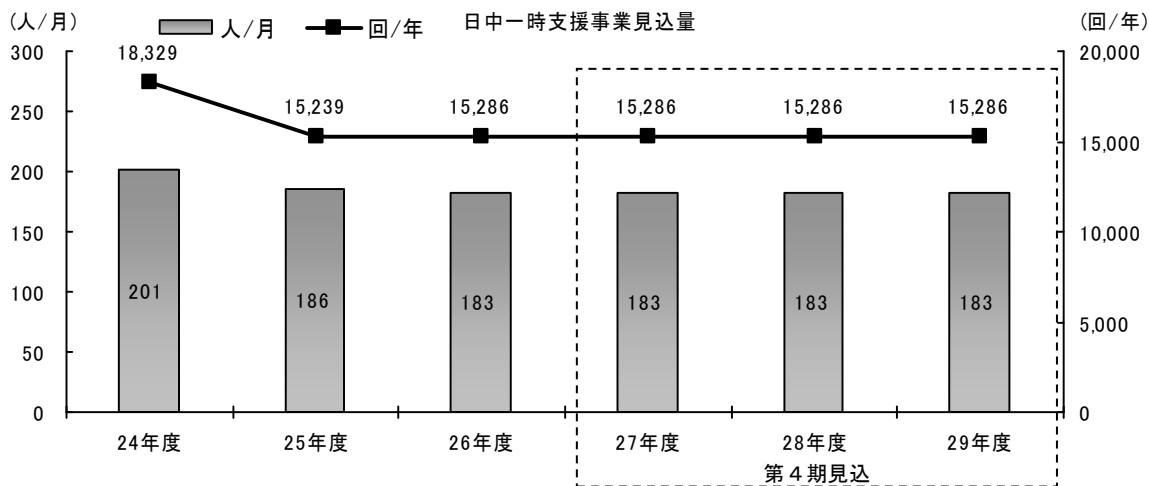
介護者の就労支援及び介護負担の軽減を図るため、障がいのある児童等に対して、一時的な活動の場を提供します。

(2) 見込量に関する考え方

大幅な増減が見込まれないことから、平成26年度見込みのまま推移するものと見込みました。

(3) 利用見込量

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
日中一時支援事業	人/月	201	186	183	183	183	183
	回/年	18,329	15,239	15,286	15,286	15,286	15,286



2 福祉ホーム

(1) サービス内容

家庭、住宅環境等の理由により、居宅において生活することが困難な障がいのある方について、居室その他の設備、及び日常生活に必要な便宜を行います。

(2) 見込量に関する考え方

利用定員に空きがあることから現状の1箇所に対応可能と見込みました。

(3) 利用見込量

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
福祉ホーム	箇所	1	1	1	1	1	1

3 訪問入浴サービス事業

(1) サービス内容

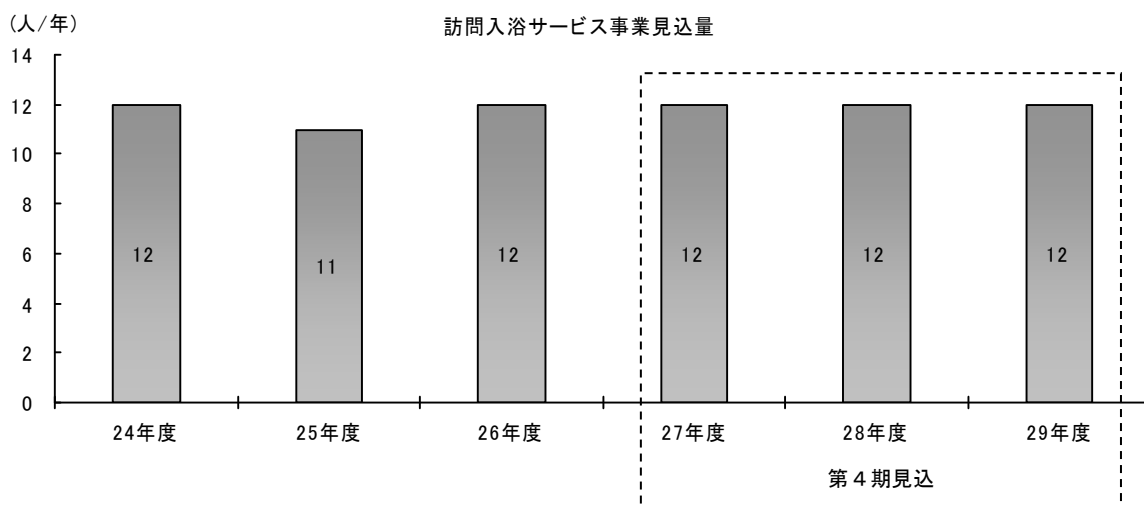
身体障がいのある方や難病患者等の方で、移動が困難な方を対象に、居宅において訪問入浴車による、入浴サービスを行います。

(2) 見込量に関する考え方

大幅な増減が見込まれないことから、平成26年度見込みのまま推移するものと見込みました。

(3) 利用見込量

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
訪問入浴サービス事業	人/年	12	11	12	12	12	12



4 点字・声の広報等発行事業

(1) サービス内容

重度の視覚障害のある方に対し、市政情報の点字版や音声版を配布します。

(2) 見込量に関する考え方

今後も6事業を実施すると見込みました。

(3) 利用見込量

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
点字・声の広報等発行事業	実施事業数	6	6	6	6	6	6

5 自動車運転免許取得・改造費助成事業

(1) サービス内容

① 自動車運転免許取得費助成事業

障がいのある方や難病患者等の方の就労等社会参加の促進を図るため、普通自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成します。

② 自動車改造費助成事業

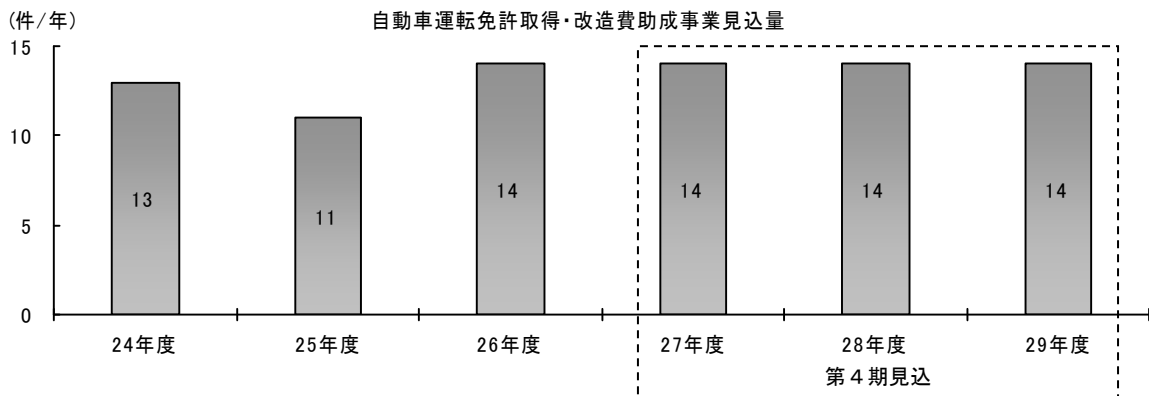
身体障がいのある方や難病患者等の方が就労等によって自ら所有し運転する自動車の操行装置及び駆動装置等(ハンドルまわり、クラッチ等)の改造をする場合、改造に要する経費の一部を助成します。

(2) 見込量に関する考え方

大幅な増減が見込まれないことから、平成26年度見込みのまま推移するものと見込みました。

(3) 利用見込量

区分	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度
自動車運転免許取得・改造費助成事業	件/年	13	11	14	14	14	14



◇任意事業の見込量の確保の考え方

地域生活支援事業の任意事業については、これまでの取組に加え、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所その他の関係機関との連携を図りながら、障がいのある方が地域で安心した生活ができるよう各事業に取り組みます。